

平成 22 年度

包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

平田 稔

目次

第 1	包括外部監査の概要	
1.	監査の種類	1-1
2.	選定した特定の事件	1-1
3.	事件を選定した理由	1-1
4.	包括外部監査の方法	1-2
5.	包括外部監査の実施期間	1-2
6.	包括外部監査人及び補助者	1-2
7.	利害関係	1-3
第 2	監査の対象とした公有財産の概要	
1.	公有財産の内容	2-1-1
2.	群馬県の保有する土地・建物の概要	2-2-1
(1)	過去 5 年間の推移	2-2-1
(2)	部局別面積及び金額	2-2-2
3.	群馬県における公有財産管理の概要	2-3-1
(1)	群馬県における公有財産管理の概要	2-3-1
(2)	公有財産台帳の管理について	2-3-3
(3)	公営企業会計基準の適用について	2-3-3
(4)	企業局及び病院局の固定資産管理について	2-3-4
4.	土地開発公社の解散、土地開発基金の廃止について	2-4-1
(1)	土地開発公社の解散について	2-4-1
(2)	土地開発基金の廃止について	2-4-1
5.	県有地利用検討委員会について	2-5-1
(1)	県有地利用検討委員会について	2-5-1
(2)	県有地利用検討委員会の活動状況について	2-5-1
(3)	未利用地及び低利用地の定義について	2-5-1
(4)	未利用地等の有効活用、管理及び処分の基本方針について	2-5-1
(5)	平成 20 年度、平成 21 年度における売払い等の実績について	2-5-3
(6)	平成 22 年 3 月末における未利用地等について	2-5-3
6.	群馬県公共施設のあり方検討委員会について	2-6-1
(1)	群馬県公共施設のあり方検討委員会の概要	2-6-1
(2)	検討対象施設について	2-6-1
(3)	委員会開催状況と検討内容等	2-6-2
(4)	検討結果及びそれに対する県の取り組みについて	2-6-3

7 . 公有財産管理システム（台帳）について	2-7-1
（ 1 ） 公有財産台帳記載要領の概要	2-7-1
（ 2 ） 公有財産の評価について	2-7-1
（ 3 ） 公有財産管理システムの概要	2-7-2
第 3 実施した監査手続の概要	
1 . 公有財産の状況把握の手続	3-1-1
2 . 公有財産の監査手続について	3-2-1
（ 1 ） 取得に係る事務手続について	3-2-1
（ 2 ） 管理（使用許可・貸付及び所掌替え・分掌替え含む）に係る事務 手続について	3-3-1
（ 3 ） 処分に係る事務手続について	3-3-1
3 . 県有地利用検討委員会で検討されている公有財産の事務手続につい て	3-3-1
4 . 公共施設のあり方検討委員会で検討されている公有財産の事務手続 について	3-4-1
5 . 公舎について	3-5-1
6 . 施設の老朽化対策、耐震性対策について	3-5-1
7 . アスベスト及び PCB について	3-5-1
8 . 公有財産に関するその他の事項	3-5-1
第 4 監査の結果及び意見	
1 . 公有財産の一元管理について	4-1-1
（ 1 ） 分掌体制の検討課題について	4-1-2
（ 2 ） 県有地利用検討委員会のあり方について	4-1-3
（ 3 ） 管財課と所管課の責任分担について	4-1-4
（ 4 ） 一元管理のための情報システムの整備について	4-1-5
2 . 公有財産に係る事務手続について	4-2-1
（ 1 ） 取得に係る事務手続について	4-2-1
（ 2 ） 管理に係る事務手続について	4-2-7
（ 3 ） 使用許可・貸付に係る事務手続について	4-2-16
（ 4 ） 所掌替え・分掌替え手続について	4-2-17
（ 5 ） 行政財産と普通財産の区分について	4-2-18
（ 6 ） 残高管理について	4-2-23
3 . 県有地利用検討委員会の検討対象財産について	4-3-1
（ 1 ） 県有地利用検討委員会の検討対象となっている未利用地・低利用	

地について	4-3-1
(2) 県有地利用検討委員会の検討対象となっていない未利用地・低利 用地について	4-3-17
4. 群馬県公共施設のあり方検討委員会の報告対象施設について	4-4-1
(1) 監査の対象施設	4-4-1
(2) 全庁的な各施設の経営管理のモニタリングについて	4-4-1
(3) 各所管課の取り組み、評価方法及び継続的改善プロセスについて	4-4-2
(4) 8施設の取組等について	4-4-6
5. 公舎について	4-5-1
(1) 公舎の概要	4-5-1
(2) 事前に実施した利用方針の調査の回答状況	4-5-2
(3) 監査の対象とした公舎等に対する意見	4-5-4
(4) 公舎等の取壊し予算について	4-5-4
(5) 公舎の利用料金について	4-5-6
6. 施設の老朽化対策について	4-6-1
(1) 建物の老朽化の状況	4-6-1
(2) 修繕費予算の執行について	4-6-3
7. 施設の耐震化対策について	4-7-1
(1) 耐震対策の状況	4-7-1
(2) 耐震未改修の主な施設	4-7-1
8. アスベストについて	4-8-1
(1) アスベストの対応について	4-8-1
9. 公有財産に関するその他の事項について	4-9-1
(1) 土地開発基金から買い戻した土地について	4-9-1
(2) 廃川敷地・廃道敷地について	4-9-2
10. 公有財産管理システムについて	4-10-1
(1) データの不備について	4-10-1
(2) データ有効活用のための要改善事項	4-10-4

第 1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

公有財産の管理に関する事務の執行について

3. 事件を選定した理由

群馬県の平成 20 年度の貸借対照表(連結会計<総務省方式改訂モデル>)には、公共資産として 31,748 億円(うち有形固定資産 31,284 億円、無形固定資産 236 億円、売却可能資産 228 億円)が計上されており資産合計の 93%を占めている。

これらの公有財産は過年度の予算により支出済みであるが、年度を越えて長期に有効活用が図られなければならない性格のものである。

しかし、公有財産のうち特に長期の使用を前提とする土地及び建物については、行財政改革等による市町村への業務の移管、少子高齢化社会への対応等時代の変遷に伴いすでに使用目的を達成し未利用となっているもの、今後未利用となることが予想されるものがあり、それらの有効活用等の課題、経済の成長期に建設された建物の老朽化に伴う建替更新が集中する場合の予算措置等々の課題が混在している可能性がある。

群馬県では、厳しい財政状況に対応して、行財政改革の徹底による財源の確保と経費の節減に取り組んでおり、財産の管理については、平成 9 年度に県有地の有効利用を目的に「県有地利用検討委員会設置要綱」が施行され、平成 12 年度に「未利用地等の有効活用、管理及び処分に関する基本方針」が制定され、特に平成 20 年度より未利用地・低利用地を対象に有効活用を目的とする全庁的な検討が開始されている。しかし、土地及び建物については、売却可能な状況にあっても、バブル崩壊以降不動産価額は下落傾向が続いており、特にリーマンショック以降の経済環境下での売却は容易な状況ではない。

このような状況において、県の所有する土地及び建物が適切に管理され、有効かつ効率的に活用され、使用目的の変更等の状況変化が適切に把握され、転用計画或いは処分計画が適時に作成され、建物の老朽化について長期の利用計画に基づき延命計画の作成或いは取替更新の計画と予算措置等が適切に行われ、土地及び建物の取得及び処分の手続が適正適法に行われ、これらの手続及び意思決定に重要な情報を提供する台帳等の整備が適切に行われているかどうかについて監査することは、県民の福祉の充実からも適切なテーマと考えた。

4 . 包括外部監査の方法

(1) 監査対象部局及び対象公有財産

次の部局の所管する土地及び建物を監査の対象機関とした。

- 総務部
- 企画部
- 生活文化部
- 健康福祉部
- 環境森林部
- 農政部
- 産業経済部
- 県土整備部
- 企業局
- 病院局
- 議会事務局
- 教育委員会
- 公安委員会

但し、平成 21 年度の包括外部監査のテーマである住宅政策に関して監査対象となった県土整備部及び企業局の管轄する土地建物を除く。

(2) 監査要点

土地・建物の取得計画は、利用状況の将来性、有効性、効率性、経済性等が、十分に考慮されているか。

土地・建物台帳等が整備され、土地・建物の管理が適切に行われているか。

土地・建物の貸付（普通財産）・使用許可（行政財産）には合理性があり、かつ適法になされているか。

土地・建物は効率的に利用されているか。未利用・低利用の土地・建物は適切に管理されているか。また、業務移管、統廃合等土地・建物の利用状況の変化が適切に把握され、未利用・低利用財産の発生可能性と有効活用の可能性について適時に十分な検討が行われ、有効活用、転用或いは売却が適時に図られているか。

建物の老朽化・陳腐化の状況が適切に把握され、延命計画或いは取替更新の計画及び予算措置等が適切に行われているか。

土地・建物の取得及び処分は法令・規則等に従い適正に行われているか。

5 . 包括外部監査の実施期間

平成 22 年 8 月 20 日から平成 23 年 2 月 17 日まで

6 . 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 平田 稔

(2) 補助者

公認会計士 永井 乙彦

公認会計士 松井 理

公認会計士 廣瀬 信二

公認会計士 鈴木 祥浩

公認会計士 松岡 光弘

公認会計士 福田 秀幸

公認会計士 金井 孝純

公認会計士 田中 陽子

7 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査の対象とした公有財産の概要

1. 公有財産の内容

(1) 概要

財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいい（地方自治法（以下「自治法」という。）第237条第1項）公有財産とは、地方公共団体の所有に属する財産のうち、次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう（自治法第238条第1項）。

不動産

船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

前2項に掲げる不動産および動産の従物

地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）地方債及び国債その他これらに準ずる権利

出資による権利

不動産の信託の受益権

なお、公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する（自治法第238条第2項）。

(2) 行政財産

行政財産とは、地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいう（自治法第238条第4項）。

公用財産は、県がその事務又は事業を執行するために自らが直接使用することを目的として所有する財産をいい、具体的には、県庁舎、公舎、交番などをいう。

公共用財産は、住民の一般的な共同利用に供することを目的として所有する財産をいい、具体的には、学校、公園、病院、文化施設、住宅などをいう。

(3) 普通財産

普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産をいう（自治法第238条第4項）。普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができる（自治法第238条の5第1項）とされており、貸付等が制限されている行政財産とはこの点において異なっている。

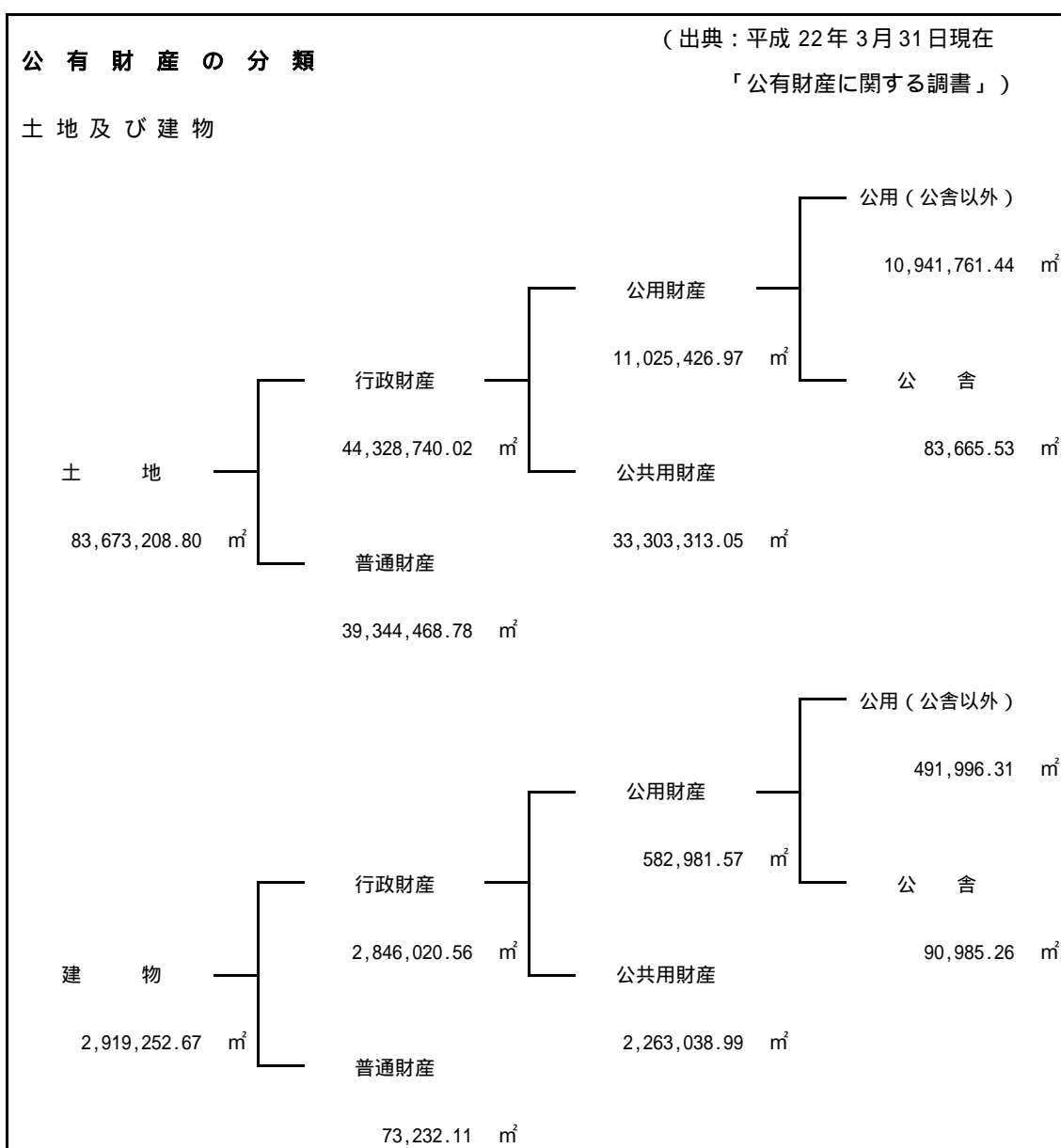
(4) 公有財産以外の財産（借受財産）

借受財産とは、公用又は公共用に供するため、国、地方公共団体又は民間等から借り受けた土地又は建物をいう（群馬県借受財産事務取扱要領第1条）。

借受財産は公有財産ではないが、県が公用又は公共用に供するために必要な財産であり、公有財産と同様に管理する必要がある財産であるため、今回の監査対象としている。

（5）群馬県の公有財産の分類

なお、群馬県の公有財産の分類は以下のとおりである。群馬県では、便宜上、公用財産を公舎と公舎以外に分けている。



2. 群馬県の保有する土地・建物の概要

(1) 過去5年間の推移

群馬県の保有する土地・建物の過去5年間の推移は以下の通りである。

(単位：㎡)

財産区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
土地	行政財産	44,355,235.07	44,402,283.81	44,388,692.37	44,317,388.67	44,328,740.02
	普産財産	39,175,705.81	39,196,032.93	39,218,069.24	39,211,270.25	39,344,468.78
	合計	83,530,940.88	83,598,316.74	83,606,761.61	83,528,658.92	83,673,208.80
建物	行政財産	2,879,030.85	2,865,989.40	2,869,263.39	2,849,577.87	2,846,020.56
	普産財産	82,842.15	83,010.16	83,358.57	79,438.70	73,232.11
	合計	2,961,873.00	2,948,999.56	2,952,621.96	2,929,016.57	2,919,252.67

(出所データ：「公有財産に関する調書」)

なお、各年度の主な増減は次の通りである。

【土地】

平成 17 年度

普通財産の増加：旧境町トレーニングセンター (79,152 ㎡)

平成 18 年度

行政財産の増加：藤岡中央高校 (53,314 ㎡)

群馬産業技術センター敷地 (46,182 ㎡)

平成 19 年度

行政財産の減少及び普通財産の増加：農林大学校実習水田用途廃止 (18,443 ㎡)

平成 20 年度

行政財産の減少：元藤岡高校売却 (42,650 ㎡)

平成 21 年度

行政財産の増加：伊勢崎警察署 (14,429 ㎡)、多々良沼公園 (14,822 ㎡)

行政財産の減少：高齢者介護総合センターの用途廃止 (16,493 ㎡)

普通財産の増加：群馬県土地開発基金の廃止に伴い、県が買い戻した身体障害者リハビリテーションセンター再編用地（34,624㎡）、元林業技術取得のための実習・研修用地（12,514㎡）、東芝南県有地（14,125㎡）、新町県有地（18,537㎡）、動物愛護指導施設建設用地（31,164㎡）など、及び高齢者介護総合センターの用途廃止（16,493㎡）
 普通財産の減少：元高崎産業技術専門校の売却（16,598㎡）

【建物】

平成 17 年度

行政財産の増加：新田水質浄化センター（15,961㎡）

普通財産の増加：旧境町トレーニングセンター（32,029㎡）
 高崎競馬場（18,558㎡）

平成 18 年度

行政財産の増加：藤岡中央高校（16,280㎡）

行政財産の減少：前橋工業高校の用途廃止（19,332㎡）

平成 19 年度

大きな増減なし

平成 20 年度

行政財産の増加：前橋商業高校（11,171㎡）

行政財産の減少及び普通財産の増加：藤岡女子高校の用途廃止（11,477㎡）
 藤岡高校の用途廃止（10,104㎡）

平成 21 年度

大きな増減なし

（ 2 ）部局別面積及び金額

平成 21 年度の土地・建物の各部局別の面積及び金額は以下の通りである。

なお、この資料は、各所管課から入手した公有財産管理システムの土地及び建物のデータ（平成 22 年 3 月末）に基づいて作成している。

（注）入手データについては、第 3.1. 公有財産の状況把握の手続参照。

公有財産管理システムについては、第 2.7. 公有財産管理システム（台帳）について参照。

【 土 地 】

部局	実測面積（㎡）	評価額（千円）
総務部	381,832.10	42,196,605
企画部	536.61	216,252

生活文化部	41,127.39	1,589,811
健康福祉部	477,103.01	11,645,703
環境森林部	62,364,292.72	30,136,220
農政部	10,669,024.97	44,665,765
産業経済部	168,997.79	2,548,435
県土整備部	3,394,100.94	66,651,662
議会事務局	0.00	0
教育委員会	5,790,239.77	112,581,419
公安委員会	297,748.00	12,887,638
小計	83,585,003.30	325,119,513
企業局	694,959.46	9,283,060
病院局	263,688.20	844,328
合計	84,543,650.96	335,246,902

(注：評価額は、千円未満を切り捨てて表示している。)

【 建 物 】

部局	実測面積 (㎡)	評価額 (千円)	(みなし)取得価額(千円)
総務部	201,868.33	45,659,141	62,379,347
企画部	797.76	168,563	289,800
生活文化部	60,759.17	14,167,557	22,095,011
健康福祉部	95,817.88	15,290,424	24,232,299
環境森林部	20,387.54	1,209,015	5,299,368
農政部	197,996.49	12,666,411	27,427,843
産業経済部	81,192.73	13,060,562	19,372,920
県土整備部	884,147.66	68,282,459	127,894,134
議会事務局	20,359.32	5,890,277	7,344,485
教育委員会	1,118,327.50	104,096,591	194,429,974
公安委員会	233,580.41	23,508,002	45,183,213
小計	2,915,234.79	303,999,007	535,948,398
企業局	81,107.90	13,249,268	21,300,417
病院局	93,503.69	28,876,356	40,246,757
合計	3,089,846.38	346,124,632	597,495,573

(注：評価額及び(みなし)取得価額は、千円未満を切り捨てて表示している。)

建物については、その財産規模を表すため(みなし)取得価額を記載した。企業局は財務会計システム、病院局は固定資産管理システムにおいて取得価額が把握されて

いるため、その金額を使用している。知事部局の公有財産管理システムにおいては取得価額が記載されていないため、監査人が評価額から推測した取得価額をみなし取得価額として記載した。

また上記の土地・建物以外に監査の対象とした財産として、借受財産(注)がある。公有財産に関する調書に記載されている部局(企業局、病院局以外)の借受財産(土地、建物別)は以下の通りである。

(注): 借受財産については、第2.1.公有財産の内容参照。

【借受財産……土地】

部局	借受面積 (㎡)	左記の内無償借受面積 (㎡)	平成 21 年度借受料 (千円)
総務部	21,132.04	2,516.72	9,883
企画部	0.00	0.00	0
生活文化部	22,120.71	22,120.71	0
健康福祉部	21,296.18	19,957.12	858
環境森林部	2,405,517.08	2,215,657.16	4,007
農政部	350,433.70	2,480.60	151,333
産業経済部	57,081.68	57,081.68	0
県土整備部	207,689.46	188,399.81	11,885
議会事務局	0.00	0.00	0
教育委員会	682,994.70	610,007.88	184,892
公安委員会	203,472.70	6,067.02	16,943
合計	3,949,617.54	3,102,167.99	379,804

(注: 平成 21 年度借受料は千円未満を切り捨てて表示している。)

【借受財産……建物】

部局	借受面積 (㎡)	左記のうち無償借受面積 (㎡)	平成 21 年度借受料 (千円)
総務部	488.29	488.29	0
企画部	3,583.15	0.00	55,044
生活文化部	314.92	110.50	7,418
健康福祉部	25.92	25.92	0
環境森林部	9.00	9.00	0
農政部	890.31	619.90	4,560
産業経済部	461.61	90.46	14,241
県土整備部	99.00	0.00	92

議会事務局	0.00	0.00	0
教育委員会	2,334.05	2,171.71	1,000
公安委員会	2,451.85	2,229.99	8,054
合計	17,346.58	5,745.77	90,410

(注：平成 21 年度借受料は千円未満を切り捨てて表示している。)

なお、無償により借り受けている案件の影響により、年間借受料は借受面積に対して少額となっている。

3. 群馬県における公有財産管理の概要

(1) 群馬県における公有財産管理の概要

公有財産の取得、管理及び処分に関する事務の取扱いについての必要な事項は、「群馬県公有財産事務取扱規則」(以下「規則」という。)に定められている。これは、昭和61年3月31日に規則第9号として公布されたものである。総則、取得、管理、処分、有価証券の出納、公有財産台帳等、補則の全7章及び附則から成り立っている。

「群馬県公有財産事務取扱規則」(概略)

- 第1章 総則(第1条から第12条).....趣旨(第1条)、用語の意義(第2条)など
- 第2章 取得(第13章から第23条).....代金の支払(第15条)、取得の手続(第16条)、建物の新築又は増築(第19条)、建物の改築又は移築(第20条)など
- 第3章 管理(第24条から第52条).....管理(第24条)、所掌換え(第26条)、分掌換え(第27条)、行政財産の用途の変更及び廃止(第30条)、使用許可の手続(第35条)、普通財産の貸付け(第42条)など
- 第4章 処分(第53条から第57条).....処分の手続(第53条)など
- 第5章 有価証券の出納(第58条から第59条)
- 第6章 公有財産台帳等(第60条から第64条).....公有財産台帳の整理(第60条)など
- 第7章 補則(第65条から第66条)
- 附則 昭和61年4月1日から施行。最終改正は平成21年2月17日。

その他に群馬県の公有財産に関する規程としては以下のものがある。

公有財産の取得又は処分に関するもの

- 「群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」.....自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約、財産の取得又は処分について規定されている。

行政財産の使用許可に関するもの

- 「群馬県行政財産使用料条例」(以下「使用料条例」という。).....自治法第228条の規定に基づき、行政財産の使用について徴収する使用料に関し必要な事項を定めている。
- 「行政財産使用許可事務取扱要領」.....規則第66条の規定に基づき、公有財産に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めている。この要領で定める事項は、自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可に関し、使用料条例及び規則に定めがあるものの具体的な取扱い基準を示すとともに、条例及

び規則に定めはないが事務の執行に際し必要な取扱いの基準を定めている。

普通財産の貸付に関するもの

- 「普通財産貸付事務取扱要領」……普通財産の貸付事務の取扱（貸付方針等）に関して定めている。
- 「普通財産貸付料算定基準」……普通財産の土地及び建物の貸付料の算定基準について定めている。
- 「群馬県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」……財産の交換、譲与、無償貸付等に必要な事項を定めている。

借受財産に関するもの

- 「借受財産事務取扱要領」……借受財産事務の分掌及び借受の手續等について定めている。

公有財産台帳に関するもの

- 「公有財産台帳記載要領」……規則第 60 条の規定により管財課長及び公有財産の分掌者が備えておくべき公有財産台帳の作成及び記載に関して必要な事項を定めている。
- 「公有財産台帳評価額算定要領」……規則第 60 条の規定に係る公有財産台帳に登載する評価額について、必要な事項を定めている。

管理に関するもの

- 「群馬県議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的利用等に関する条例」……県が設置する公の施設のうち、その廃止又は長期かつ独占的な利用をさせることについて、議会の承認を経なければならないものについて定めている。
- 「境界標柱設置要領」……規則第 25 条の規定に基づき、県有地とその隣接土地との境界確定及び境界標柱の設置について定めている。
- 「群馬県道路占用料徴収条例」……道路法第 39 条の規定に基づき、県が道路の占用を許可した者から徴収する道路の占用料の額及び徴収方法について定めている。

県有地の有効利用に関するもの

- 「県有地利用検討委員会設置要綱」……県有地の有効利用を図るため、県有地利用検討委員会を設置しており、この構成員、所掌事務等に関して規定している。（なお、詳細は第 2.5. 県有地利用検討委員会について参照）

（ 2 ） 公有財産台帳の管理について

公有財産の管理については、規則において下記のとおり規定されている。

行政財産に関する事務は原則として各所管部局が所掌し（規則第 5 条）、普通財産に関する事務は原則として総務部が所掌する（規則第 6 条）。

各担当部局では、公有財産に関する事務の担当者を定め、各担当者は、以下の事務を取り扱うものとする（規則第 8 条）。

- 公有財産に関する台帳の整備及び保管に関すること
- 公有財産に関する書類、関係図面その他資料の整備及び保管に関すること
- 境界標の設定状況その他の現状の把握に関すること
- その他公有財産の取得、管理及び処分に関する事務

また、管財課長は、原則として公有財産について公有財産台帳を常に整理し、当該公有財産の状況を明らかにしておかなければならず（規則第 60 条第 1 項）、分掌者は、その分掌する公有財産について、公有財産台帳を常に整理し、当該公有財産の状況を明らかにしておかなければならない（規則第 60 条第 2 項）。

さらに、分掌者は、財産台帳付属図面その他の資料を備えておかなければならない（規則第 60 条第 4 条）。

（ 3 ） 公営企業会計基準の適用について

地方公営企業法（以下「地公企法」という。）は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務等に関する措置を定めており、この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち、水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業に適用されるほか、財務に関する規定等は病院事業にも適用される（地公企法第 1 条、第 2 条）。

これらの事業には、公営企業会計基準が適用される。地方公営企業は、一般会計等において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入で経費を賄わなければならないとされており、一般会計で行うサービスが税収入をその主たる財源としていることと異なっている（地公企法第 17 条）。

公営企業会計基準では、発生主義が採用され、複式簿記により記録される（地公企法第 20 条、地方公営企業法施行令第 9 条）。これにより、減価償却も減価償却を行う

べき日の属する年度の費用として計上されることとなる（地方公営企業法施行令第11条第2項）。

なお、県では、企業局及び病院局が当該公営企業会計基準を採用している。

地方公営企業法では、管理者は毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない（地公企法第30条第1項）、その後監査委員の審査を受け（地公企法第30条第2項）、監査委員の意見を付して、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならないとされている（地公企法第30条第4項）。

（4）企業局及び病院局の固定資産管理について

企業局及び病院局には地公企法が適用される。地公企法は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務等に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的としている。なお、この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法等に対する特例である。

企業局及び病院局には規則等の適用はなく、企業局及び病院局では独自の規程を制定している。

企業局

「群馬県企業局財務規程」が主たる規程であり、固定資産の定義その他取得に関する規程等が定められている。その他、「群馬県企業局行政財産使用許可事務取扱要領」、「群馬県企業局行政財産使用料徴収規程」、「群馬県企業管理者の管理する財産の交換、譲与、無償貸付等に関する規程」がある。

病院局

「群馬県病院局財務規程」が主たる規程であり、固定資産の定義その他取得、管理及び処分、減価償却等に関する規程が定められている。その他、「群馬県病院事業の設置等に関する条例」、「群馬県病院局行政財産使用料徴収規程」、「病院管理者の管理する財産の交換、譲与、無償貸付等に関する規程」、「群馬県病院局公舎管理規程」、「群馬県病院局専門機関の施設等管理規程」がある。

4. 土地開発公社の解散、土地開発基金の廃止について

バブル崩壊後、土地開発公社で塩漬けとなっている土地の含み損問題が話題となっているが、県の土地開発公社は、塩漬け土地等の問題はなく、目的を終了したものとしてすでに解散している。

また、土地開発基金で保有してきた長期未利用土地の有効活用の課題に取り組むべく、当該土地を一般会計で買い戻し、当該土地の有効活用について県有地利用検討委員会において検討している。なお、土地開発基金はすでに廃止されている。

各々の概況は次のとおりである。

(1) 土地開発公社の解散について

群馬県土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、昭和48年11月、群馬県の行政施策の遂行上必要な公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的に設立された。

国や県などから委託され、土地取得の斡旋及び取得した翌年度以降4年以内に買い戻される土地の先行取得しか行っていないため、いわゆる「塩漬け土地」はなく、不良債権も存在しない。

しかしながら、近年の地価の継続的な下落傾向や高速道路等の大規模な用地取得がほぼ終了し、平成15年度以降公社経営における土地の先行取得の意義が薄れてきたこと、並びに、知事の進める県政運営の改革方針を一層推進するために解散することとなり、平成21年8月に解散している。

今後の公共用地の先行取得は「群馬県用地先行取得特別会計」により行うこととしている。

(2) 土地開発基金の廃止について

土地開発基金は、社会経済の著しい発展に伴う公共用地の取得難に対応するため、昭和44年に当時の自治省通達を受けて設置された。

しかしながら、上記と同様の社会背景により、県有施設用地の需要そのものが減少してきており、議会の承認を受けずに用地を取得できる制度であるため、長期に有効利用されない用地取得が行われるなど、弊害を生んだのも事実であり、当初の役割を終えたものとして平成21年度末に廃止された。

廃止に伴い、8,607,468千円の予算で全18件の土地を一般会計で買い戻し、買い戻した土地の管理は、原則として廃止時点で管理していた部局が行うこととされ、また管財課、関係課を中心に全庁をあげて早急に検討を進め、有効活用・処分を図ることとしている。

当該土地の状況については、第 4.9.(1) 土地開発基金から買い戻した土地についてに記載した。

5. 県有土地利用検討委員会について

(1) 県有土地利用検討委員会について

平成9年10月に「県有土地利用検討委員会設置要綱」(以下：要綱)が施行され、県有土地利用検討委員会が設置されることとなった。なお、当該要綱の最終改正年度は平成22年4月となっている。

要綱第3によると、県有土地利用検討委員会では「群馬県行政組織規則第7条に規定する部の長、議会事務局、教育委員会事務局次長及び警察本部警務部長並びに企業局長及び病院局長が所掌する未利用地及び低利用地の有効活用、管理及び処分について検討する。」とされており、また要綱第4で委員会の開催は必要に応じて随時開催するものとされている。

(2) 県有土地利用検討委員会の活動状況について

平成20年度第1回県有土地利用検討委員会(平成20年5月19日開催)において、従来の委員会は限られた人数で、事案が出た都度開催していたが、今回から各部局、各任命権者の主管課長も加えて、かつ年3回程度定期的を実施していくという方向性が総務部長より出されている。この方針を受けて平成20年度では5月19日、9月9日、12月22日の3回、平成21年度においては5月18日、9月16日、12月18日の3回、平成22年度では5月14日、9月15日、2月15日の3回委員会が開催されている。

(3) 未利用地及び低利用地の定義について

県有土地利用検討委員会で扱うこととなる、未利用地及び低利用地について、平成12年6月制定(平成20年5月最終改訂)の「未利用地等の有効活用、管理及び処分に関する基本方針」において、次のように定義されている。

未利用地等・・・未利用地及び低利用地

未利用地・・・現に利用していない土地で、具体的な利用計画のない土地

低利用地・・・使用頻度又は利用程度が低く、具体的な利用計画のない土地。または、先行取得用地で具体的な利用計画がなく、暫定的な利用にとどまるもの

(4) 未利用地等の有効活用、管理及び処分の基本方針について

県有土地利用検討委員会で検討することとなる未利用地等の有効活用、管理及び処分といった内容について、設置要綱においては特段の規定はないが、前出の基本方針において次のように規定されている。

「未利用地等の有効活用、管理及び処分に関する基本方針」 抜粋

第3 有効活用

未利用地等の有効活用については、次の各号の規定により方針を決定するものとする。

- (1) 規模及び立地条件等から判断して、県において利用することが適当と認められるものについては、引き続き県による利用を検討するものとする。
- (2) 県において利用することがないと認められるものについては、県が必要とする用地等との交換用地として活用するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により処理できないものについては、国又は市町村への処分を検討するものとする。
- (4) 上記(1)から(3)により処理できないものについては、民間への処分を検討するものとする。なお、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)及び群馬県財務規則(平成3年3月25日群馬県規則第18号)の規定により随意契約が可能な場合は、随意契約による処分も併せて検討するものとする。

第4 管理

未利用地等の管理については、地方財政法(昭和23年法律第109号)第8条及び群馬県公有財産事務取扱規則(昭和61年3月31日規則第9号)第24条に掲げる事項に留意し、その管理の適正化に努めるものとする。

第5 処分

未利用地等の処分については、群馬県公有財産事務取扱規則及び群馬県事務規則の定めによるほか、次の各号の規定により行うものとする。

- (1) 上記3の(4)による処分事務は、原則として分掌者が行うものとする。ただし、一般競争入札等による場合等、管財課長が行うことがふさわしいと判断される場合は管財課長が行うものとする。
- (2) 上記(1)により管財課長が処分を行う場合の取り扱いは次の通りとする。
建物等が存する場合は、事前に各部等主管課経由で管財課、財政課と協議し、解体不要とされたものを除き、分掌者において解体手続きを行うものとする。
また、解体不要とされたものについても、特別管理産業廃棄物(アスベストやPCB等)が存する場合には、分掌者において当該特別管理産業廃棄物を処理するものとする。
分掌者は境界確定、境界標柱の設置、面積測量及び地積更正登記等、処分物件の整理を行うものとする。

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 3 条に該当する土地については、同法同条第 1 項ただし書の確認を得たものを除き、分掌者は、同法同条の調査を行い、その結果、土壌汚染があり汚染除去等が必要とされた場合には、同法に定められた措置も行うものとする。

上記 ～ の処理・整理等が行われた場合は、管財課長が引継を受けるものとする。

管財課長は、別に定める要領により一般競争入札等による処分を行うものとする。

上記 によっても処分の相手方が決まらないものについては、引き続き処分を検討しつつ、管財課長が管理するものとする。ただし、当該土地の所在、規模等の関係から管財課長が管理することが困難又は不適當な場合は、管財課長が引継を受ける以前の分掌者が引き続き管理するものとする。

（ 5 ）平成 20 年度、平成 21 年度における売払い等の実績について

売払い年度	分掌課	財産名称	売払い価格(千円)
平成 20 年度	管財課	元大間々県営住宅	8,000
	管財課	高崎警察署上並榎独身寮	41,500
	管財課	元藤岡高等学校	903,135
	管財課	元藤岡女子高等学校	471,300
	合計		1,423,935
平成 21 年度	管財課	元平和町 1 号公舎	28,000
	管財課	万場高校教職員公舎	5,020
	管財課	桜が丘待機宿舎	52,520
	管財課	元岩神町部課長公舎	11,000
	管財課	元岩神町部課長公舎	11,181
	総務事務センター	高崎職員住宅	86,205
	財務管理課	東毛工業水道事務所職員公舎用地	41,750
	財務管理課	元西毛建設事務所跡地	85,000
	財務管理課	富士見小原目団地未造成地	70,000
	合計		390,676

（ 6 ）平成 22 年 3 月末における未利用地等について

区分	所掌部	分掌課	土地		建物	
			箇所数	地積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)
未利用	総務部	管財課	22	21,624.35	1	85.83

"	"	消防保安課	1	404.08	1	96.50
"	"	女子大	1	77.25	1	66.23
"	"	西部行政事務所	1	404.16	-	-
"	生活文化部	人権男女共同参画課	1	1,226.13	1	3,452.84
"	健康福祉部	食肉衛生検査所	1	3,677.73	1	2,901.08
"	"	健康福祉課	1	2,806.23	1	1,830.96
"	"	子育て支援課	1	17,752.79	1	3,078.35
"	"	衛生食品課	1	35,811.22	-	-
"	環境森林部	環境政策課	1	12,514.10	-	-
"	"	藤岡森林事務所	1	261.18	-	-
"	農政部	蚕糸園芸課	1	102,298.57	1	418.05
"	産業經濟部	職業能力開発課	1	10,352.63	-	-
"	県土整備部	監理課	1	5,808.56	1	1,223.47
"	"	建築住宅課	1	682.40	-	-
"	警察本部	会計課	4	1,840.35	-	-
"	"	高崎警察署	2	422.94	-	-
"	"	太田警察署	2	1,421.08	-	-
"	教育委員会	伊勢崎清明高校	1	263.73	-	-
"	"	下仁田高校	1	117.40	-	-
"	"	館林女子高校	1	232.04	-	-
"	"	桐生女子高校	1	252.23	-	-
"	"	沼田女子高校	2	439.68	1	87.76
"	"	勢多農林高校	1	328.52	-	-
"	"	伊勢崎興陽高校	1	653.00	-	-
"	"	前橋工業高校	1	278.24	-	-
"	"	太田高校	1	324.74	-	-
"	"	大泉高校	1	1,117.26	-	-
"	"	長野原高校	1	291.68	1	79.49
"	"	嬭恋高校	2	1,979.00	2	189.94
"	"	藤岡工業高校	1	1,330.00	1	62.00
"	"	安中総合学園高校	1	19,912.06	1	10,582.00
"	"	前橋商業高校	1	39,505.00	1	9,562.27
"	"	万場高校	1	298.14	-	-
"	病院局	精神医療センター	1	1,983.47	-	-
"	"	がんセンター	1	463.09	1	108.10

"	企業局	財務管理課	2	539.95	-	-
低利用	総務部	管財課	6	41,076.45	-	-
"	"	伊勢崎行政県税事務所	1	791.32	-	-
"	健康福祉部	障害政策課	1	34,624.00	-	-
"	農政部	農政課	2	155,146.90	2	50,588.25
"	"	蚕糸技術センター	1	15,812.94	1	5,217.17
"	産業経済部	職業能力開発課	1	13,406.14	1	2,631.38

6. 群馬県公共施設のあり方検討委員会について

(1) 群馬県公共施設のあり方検討委員会の概要

群馬県公共施設のあり方検討委員会は、公共施設のあり方について検討するため、第三者による諮問委員会として平成20年3月に設置された。

同委員会の目的は、群馬県の厳しい財政状況を踏まえ、限られた資源を有効に活用するため、県民の視点で公共施設の必要性を含めて、そのあり方について検討し、見直しを行うこととされている。

また、その役割は、知事から諮問を受けた公共施設について「廃止、統合、市町村移管、民間移管、存続（業務の拡大、縮小）」、「指定管理者制度、地方独立行政法人制度の導入」、「運営方法の効率化」などを検討し、知事へ答申を行うものである。

平成20年3月21日に第1回の委員会が開催され、その後平成21年10月23日まで16回の委員会が開催され同日において「最終報告書」が決定されている。

(2) 検討対象施設について

検討の対象となる施設は68施設である。（県直営の公共施設 24施設、指定管理者制度を導入している公共施設 44施設）

県直営の公共施設の中から、特に民間の参入が見込まれる施設や県の経費負担の多い施設を14施設、指定管理者制度を導入している施設から1施設、合計下記の15施設を抽出して検討を行っている。

	名称	内容	所管課
*	旧知事公舎	旧知事公舎	管財課
*	近代美術館	美術館	文化振興課
	歴史博物館	博物館	
	土屋文明記念文学館	文学館	
	自然史博物館	博物館	
*	館林美術館	美術館	介護高齢課
*	高齢者介護総合センター	高齢者介護施設	
	精神障害者援護寮	社会復帰訓練施設	障害政策課
	水産学習館	内水面漁業振興学習館	蚕糸園芸課
	北毛青年の家	青少年宿泊体験等施設	生涯学習課
	妙義少年自然の家	青少年宿泊体験等施設	
	東毛少年自然の家	青少年宿泊体験等施設	
	生涯学習センター	生涯学習施設	
*	ぐんま天文台	天文台	

*	ぐんま昆虫の森	昆虫館	
---	---------	-----	--

北毛青年の家、妙義少年自然の家、東毛少年自然の家は、それぞれ上記委員会の報告を受けて、北毛青少年自然の家、妙義青少年自然の家、東毛青少年自然の家と名称を変更している。

(3) 委員会開催状況と検討内容等

回	開催日	会場	検討内容等
第 1 回	H20.3.21	県庁 旧知事公舎	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県の公共施設の現状について ・見直しに当たっての基本的な考え方について ・今後の進め方について ・旧知事公舎の現地調査
第 2 回	H20.4.24	県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方について ・旧知事公舎について
第 3 回	H20.5.22	ぐんま昆虫の森 高齢者介護センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐんま昆虫の森及び高齢者介護センターの現地調査
第 4 回	H20.6.20	ぐんま天文台	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐんま天文台の現地調査
第 5 回	H20.7.30	館林美術館	<ul style="list-style-type: none"> ・館林美術館の現地調査 ・検討課題(案)について
第 6 回	H20.9.19	県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告書(案)」について
第 7 回	H20.10.17	県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告書」について決定 ・委員長から知事へ答申
第 8 回	H21.2.13	土屋文明記念文学館	<ul style="list-style-type: none"> ・土屋文明記念文学館の現地調査 ・中間報告への対応状況の報告
第 9 回	H21.3.19	生涯学習センター	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センターの現地調査 ・精神障害者援護寮「はばたき」について
第 10 回	H21.4.23	自然史博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・自然史博物館の現地調査
第 11 回	H21.5.21	東毛少年自然の家	<ul style="list-style-type: none"> ・東毛少年自然の家の現地調査
第 12 回	H21.6.18	水産学習館及び館林 合庁	<ul style="list-style-type: none"> ・水産学習館の現地調査
第 13 回	H21.7.17	歴史博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史博物館の現地調査 ・水産学習館のあり方について
第 14 回	H21.7.31	県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・水産学習館のあり方について ・最終報告書対象施設のあり方について
第 15 回	H21.9.10	県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・「最終報告書(案)」について
第 16 回	H21.10.23	県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・「最終報告書」について決定

	H21.11.13		・委員長から知事へ答申
--	-----------	--	-------------

(4) 検討結果及びそれに対する県の取り組みについて

上記対象施設のうち*印を付した6施設については、平成21年度当初予算編成に反映させることを目的に、平成20年10月に「中間報告書」を提出している。また残りの9施設については平成21年11月に「最終報告書」を提出している。

県では、この報告書にある検討事項を真摯に受け止め、3年から5年の中期目標を設定し実行に移している状況である。また、その達成状況を把握するため、各施設の主務課が日常的なモニタリングを行っており、総務部財政課が予算査定等を通じて各主務課、当該施設からヒアリングを実施している。また、総務部総務課が各主務課からヒアリングを実施し、各施設の進捗管理を行っている。

7. 公有財産管理システム（台帳）について

（1）公有財産台帳記載要領の概要

公有財産台帳記載要領（以下「記載要領」という。）は、規則第 60 条の規定により管財課長及び公有財産の分掌者が備えておくべき公有財産台帳の作成及び記載に関して必要な事項を定めるものである（記載要領第 1）。

台帳は、公有財産の現況を的確に把握し、財産管理を適正に行うために備えるものであるから、分掌者は、公有財産に取得、処分等の異動が生じた場合には、その都度速やかに台帳に記載しなければならない（記載要領第 21）。台帳には、規則第 60 条第 4 項の規定により、当該財産に関する図面及びその他の資料を整備しておかなければならない（記載要領第 3）。

また、分掌者は、毎年度末における公有財産の現在高を台帳に記載し、現在高に誤りがないよう公有財産の現状等と確認しなければならない。管財課長は、毎年度末における公有財産の現在高を台帳に記載し、規則第 62 条の規定による公有財産現在高調書と確認しなければならない（記載要領第 4）。

（2）公有財産の評価について

公有財産の評価は、「公有財産台帳評価額算定要領」（以下「評価額算定要領」という。）に基づいて実施される。評価額算定要領は、平成 18 年 4 月 1 日に制定され、規則第 60 条の規定に係る公有財産台帳に登載する評価額について、必要な事項を定めるものであり（評価額算定要領第 1 条）評価額は、土地は一筆ごと、建物は一棟ごとに設定するとされている（評価額算定要領第 2 条）。

土地の公有財産台帳評価額の算定は、以下の通りである（評価額算定要領第 3 条）。

新規購入する場合

A 購入...取得価格

B 交換、寄付受納及び譲渡...取得時の時価

土地が増加する場合...既存の財産の評価単価に増加後の面積を乗じた価格

土地が減少する場合...既存の財産の評価単価に減少後の面積を乗じた価格

建物の公有財産台帳評価額の算定は、以下の通りである（評価額算定要領第 4 条第 1 項）。

新築...当該工事に要した金額

購入...取得価格

交換、寄付受納及び譲渡...取得時の時価

増築...既存の建物の評価単価に増築後の面積を乗じた価格
移築、改築...既存の建物の評価額
模様替え...模様替えを行った年の評価額に当該工事に要した金額を加算した
価格
一部解体撤去...既存の建物の評価単価に解体撤去後の面積を乗じた価格

但し、建築年度と取得年度が異なる建物を取得した場合には、管財課長が別途定めた平成 11 年度営繕単価表の単価に工事費指数を乗じたものに残存率を乗じ、さらに面積を乗じて得た価格とする（評価額算定要領第 4 条第 2 項）。

評価替えは、土地については 3 年ごと、建物については毎年 1 月 1 日時点において、管財課長が行う（評価額算定要領第 6 条）。

土地の評価替えは、現時点の評価額に 3 年分の地価調査の市町村別全用途平均変動率を乗じるものとする。

建物の評価替えは、現時点の評価額に管財課長が別途定めた工事費指数を乗じ、さらに残存率を乗じるものとする。

上記算定要領に従い、平成 22 年 3 月 31 日時点においては、土地は平成 21 年 1 月 1 日、建物は平成 22 年 1 月 1 日に評価替えが行われている。

（ 3 ） 公有財産管理システムの概要

知事部局

現在使用している公有財産管理システムは、従来の手書きの台帳に代わり平成 13 年度から導入され、企業局及び病院局を除く全ての部局にて使用している。新規に購入した場合、売り払った場合等の入力方法については、「公有財産管理システム入力マニュアル」に記載されており、県政データベース上で各担当者に公開されている。

また、管財課長名で年 3 回、公有財産管理システムへの入力や事務処理についての通知が各所属長宛に配信され、速やかな対応が行われるようアナウンスされている。

但し、借受財産を取得した場合における、財産名称の登録方法、財産種別の入力方法等はマニュアル化されておらず、住所の記載方法も統一されていない。また、入力の承認手続きについてのマニュアルがなく、担当者が入力を誤った場合に修正されないなどの問題がある。

企業局

企業局は、企業会計が適用されるため、前述の公有財産管理システムではなく、企業局財務会計システムという公営企業会計システムを平成 17 年度から使用している。

固定資産の入力は、各所管課から財務管理課に提出された資料に基づき、財務管理

課が一括して随時行っている。決算対応としては、1 月末に事務処理の依頼文書が各所属長宛に配信され、速やかな対応が行われるようアナウンスされている。

病院局

病院局も企業局同様、企業会計が適用されるため、SOFIA というシステムを使用している。これは公立病院で多く使用されているシステムとのことである。

固定資産システムの入力（登録・変更等）は各病院で随時行っており、正しく入力されているかの確認は、システム管理者である総務課財務係が実施している。

毎月月次決算を行い、監査委員に月次報告を行っているが、この際に固定資産の増減も合わせて報告されている。

第3．実施した監査手続の概要

1．公有財産の状況把握の手続

当監査において、公有財産を対象に監査手続に対応できる担当部門を検討したところ、財産を一元的に管理している特定の部署は全庁的にも、部局単位でも見受けられず、各所管課の責任で取得から処分までの事務を行っていることを理解した。

総務部管財課の管轄は、主には公有財産に係る事務の総合調整、県有地売却、公有財産管理システムの統括及び県有地利用検討委員会の事務局であった。

この為、全体の状況を把握するため、事前に各所管課から下記の様式により、知事部局及び各種委員会については、「公有財産に関する調書」の記載単位ごとに、公営企業会計の対象である病院局及び企業局については土地建物の管理単位ごとに、土地及び建物の状況についての回答書を入手した。

【個別調査票】

個別調査票 別紙2 - 1 (知事部局・議会事務局・教育委員会・公安委員会所管の土地)				
所管されている土地について、公有財産に関する調書(平成22年3月3日現在)の記載に合わせてご記入ください。				
所管部署		7	把握している場合はその平成21年度の状況(いずれかを選択)	
担当者名		8	土壌汚染の有無等(いずれかを選択)	
連絡先		9	現在かかえている問題点等	
記載NO.		10	当該土地に対する今後の方	
区分		11	現場視察の可否	
資産名称		12	現場視察の否の場合の理由	
種目		【記載上の注意】		
地種		(1) 数値目標等を設定されている場合は併せてお示しください。		
質問事項 現状と今後の予定について以下の事項をご回答ください。		(2) 低利用等の問題点、不法占拠や権利義務関係等のトラブルがないかなどご記載下さい。		
1	取得目的と利用状況の合致(いずれかを選択)	(3) 現在管理されている資料等から把握できない事項については、その旨をご記載下さい。		
2	使用許可又は貸付の有無(いずれかを選択)			
3	使用許可又は貸付ありの場合、使用料・貸付料の設定方法			
4	使用許可又は貸付ありの場合、平成21年度の使用料・貸付料の計上額			
5	使用許可又は貸付ありの場合の平成21年度の減免又は免除の状況			
6	数値データ等による利用状況・稼働状況の把握の有無(いずれかを選択)			

この回答書から、未利用低利用の可能性、使用許可或いは貸付の状況、公舎の利用状況、老朽化・耐震化の程度、アスベスト及びPCBの対応等を分析・検討し、個別に検討の対象とする土地及び建物を抽出した。

なお、公有財産管理システムのデータは、各所管課から公有財産管理システムの土地及び建物のデータ(平成22年3月末)を入手した。

● 調査票による回答結果の分析

回答書の対象部局、入手件数及び検討の対象とした回答書は下記のとおりである。

	回答書入手件数		左記のうち検討の対象となった件数			回答書入手件数		左記のうち検討の対象となった件数			回答書入手件数		左記のうち検討の対象となった件数	
	建物	土地	建物	土地		建物	土地	建物	土地		建物	土地	建物	土地
総務部	61	133	8	17	廃棄物政策課	1	1	0	0	増田川ダム等建設事務所	5	3	5	3
管財課	7	71	1	11	自然環境課	34	80	0	0	八つ場ダム水源地域対策事務所	11	8	0	0
危険管理室	20	18	0	0	林政課	1	1	0	0	下水道総合事務所	13	37	0	0
消防保安課	1	1	1	1	緑化推進課	4	6	0	1	企業局	71	65	0	1
総務事務センター	1	1	0	0	渋川森林事務所	5	11	0	0	財務管理課	18	14	0	0
中部行政事務所	2	1	0	0	西部環境森林事務所	3	6	3	2	水道課	1	0	0	0
渋川行政県税事務所	2	5	2	1	藤岡森林事務所	3	6	1	0	管理総合事務所	0	1	0	0
伊勢崎行政県税事務所	4	4	0	0	富岡森林事務所	5	5	1	0	渋川工業用水道事務所	1	1	0	0
西部行政事務所	9	9	1	1	吾妻環境森林事務所	2	3	0	0	東毛工業用水道事務所	3	10	0	0
藤岡行政事務所	1	4	0	0	利根沼田環境森林事務所	2	6	0	0	県央第一水道事務所	16	11	0	0
富岡行政事務所	1	2	0	0	桐生森林事務所	1	1	0	0	新田山田水道事務所	11	10	0	0
吾妻行政事務所	1	3	0	0	林業試験場	3	5	1	1	東部地域水道事務所	5	3	0	0
利根沼田行政事務所	1	3	1	2						県央第二水道事務所	14	13	0	1
東部行政事務所	2	1	2	1	農政部	69	51	8	7	水質検査センター	2	2	0	0
桐生行政県税事務所	1	1	0	0	農政課	3	3	2	2	病院局	34	13	2	1
館林行政県税事務所	1	2	0	0	蚕糸園芸課	10	5	3	3	心臓血管センター	6	5	1	0
自治研修センター	1	0	0	0	畜産課	2	2	0	0	がんセンター	3	3	0	0
自動車税事務所	4	4	0	0	中部農業事務所	5	1	0	0	精神医療センター	10	2	1	1
群馬県消防学校	1	1	0	0	西部農業事務所	2	1	0	0	小児医療センター	15	3	0	0
女子大学	1	2	0	0	吾妻農業事務所	1	1	0	0	議会事務局	1	0	0	0
					利根沼田農業事務所	1	0	0	0	教育委員会	165	222	9	11
企画部	9	7	0	0	東部農業事務所	13	2	0	0	管理課	0	1	0	0
企画課	1	0	0	0	農業技術センター	8	9	0	0	高校教育課	1	0	0	0
東京事務所	8	7	0	0	蚕糸技術センター	3	4	2	1	生涯学習課	2	3	1	1
					水産試験場	5	6	0	0	文化財保護課	3	6	0	1
生活文化部	11	8	6	4	農林大学校	4	5	1	1	スポーツ健康課	1	6	0	0
人権男女共同参画課	1	2	0	0	家畜衛生研究所	8	0	0	0	総合教育センター	1	1	0	0
国際課	1	0	0	0	浅間家畜育成牧場	2	2	0	0	文書館	2	2	0	0
文化振興課	1	1	0	0	畜産試験場	2	10	0	0	県立学校	145	192	2	2
ぐんま男女共同参画センター	1	1	0	0						図書館	1	1	0	0
					産業経済部	31	28	7	6	県立ぐんま天文台	4	5	4	5
パスポートセンター	1	0	0	0	工業振興課	0	2	0	0	ぐんま昆虫の森	1	1	1	1
近代美術館	1	0	1	0	労働政策課	5	1	0	0	生涯学習センター	1	1	0	0
館林美術館	1	1	1	1	職業能力開発課	5	5	5	5	北毛青少年自然の家	1	1	0	0
歴史博物館	1	1	1	1	観光局観光物産課	14	13	2	1	妙義青少年自然の家	1	1	1	1
自然史博物館	2	1	2	1	計量検定所	1	1	0	0	東毛青少年自然の家	1	1	0	0
土屋文明記念文学館	1	1	1	1	群馬産業技術センター	1	1	0	0					
					繊維工業試験場	2	1	0	0	警察本部	413	388	17	16
健康福祉部	51	44	2	6	前橋産業技術専門校	1	2	0	0	警察本部	56	45	0	0
健康福祉課	4	5	0	1	高崎産業技術専門校	1	1	0	0	前橋警察	20	21	1	1
医務課	1	2	0	0	太田産業技術専門校	1	1	0	0	前橋東警察	14	15	3	3
介護高齢課	0	2	0	1						大胡警察署	7	7	0	0
保健予防課	0	2	0	0	県土整備部	95	509	9	11	高崎警察署	41	40	3	2
子育て支援課	3	2	0	0	監理課	2	2	1	1	藤岡警察署	20	19	2	2
障害政策課	5	6	0	1	用地課	0	421	0	5	富岡警察署	25	23	0	0
薬務課	0	2	0	0	交通政策課	2	2	0	0	安中警察署	20	19	0	0
衛生食品課	0	1	0	1	道路管理課	0	0	0	0	伊勢崎警察署	25	24	0	0
渋川保健福祉事務所	4	1	0	0	道路整備課	0	0	0	0	境警察	7	8	1	1
伊勢崎保健福祉事務所	1	1	0	0	河川課	0	0	0	0	太田警察署	33	28	0	0
西部保健福祉事務所	13	2	0	0	砂防課	0	0	0	0	大泉警察署	14	14	0	0
藤岡保健福祉事務所	1	2	0	0	特定ダム対策課	0	0	0	0	館林警察	21	18	0	0
吾妻保健福祉事務所	1	2	0	0	都市計画課	0	0	0	0	桐生警察署	19	19	0	0
東部保健福祉事務所	1	2	0	0	下水環境課	9	3	0	0	大間々警察署	12	11	0	0
桐生保健福祉事務所	1	0	0	0	前橋土木事務所	4	3	0	0	渋川警察署	22	22	4	4
館林保健福祉事務所	8	1	0	0	渋川土木事務所	1	0	0	0	沼田警察署	28	27	1	1
衛生環境研究所	1	1	0	0	伊勢崎土木事務所	2	1	0	0	吾妻警察署	16	16	2	2
中央児童相談所	1	3	0	0	高崎土木事務所	7	7	1	0	長野原警察署	13	12	0	0
ぐんま学園	1	1	1	1	安中土木事務所	2	1	0	0					
しろがね学園	1	1	0	0	藤岡土木事務所	4	4	0	0	合計	1,114	1,655	74	85
こころの健康センター	1	2	0	0	富岡土木事務所	2	5	0	0					
食肉衛生検査所	2	2	1	0	中之奈土木事務所	11	6	0	0					
動物管理センター	1	1	0	0	沼田土木事務所	13	2	0	0					
					太田土木事務所	2	1	0	0					
環境森林部	103	187	6	5	桐生土木事務所	1	0	0	0					
環境政策課	0	1	0	1	館林土木事務所	4	3	2	2					
環境保全課	39	55	0	0										

検討の対象となった回答書に基づき現地を視察した物件及び日程は下記のとおりである。

● 現地調査土地・建物一覧

往査日	所管部署	対象物件	往査日	所管部署	対象物件
10月19日	西部行政事務所	高崎合同庁舎	11月10日	職業能力開発課	元館林高等技術専門学校
	西部農業事務所	高崎合同庁舎 倉庫	11月11日	西部環境森林事務所	鳥潟県有林
10月20日	管財課	岩神町県有地			鳥潟県有林事務所
		大手町第3駐車場			榛名県有林事務所
		国領町庁舎土地			榛名県有林作業舎
10月21日	管財課	新町県有地	高崎土木事務所	群馬の森	
		富士機械北県有地	11月12日	高崎警察署	高崎警察署片岡公舎2号、3号
		前橋警察署		鳥野駐在所	
	消防保安課	岩神町11号公舎	障害政策課	リハビリテーションセンター再編整備事業用地	
10月22日	管財課	高松町県有地	11月15日	増田川ダム等建設事務所	倉洲ダム現場事務所
		大友町庁舎			増田川ダムポーリングコア保存倉庫
		東芝南県有地			増田川ダム等建設事務所
10月25日	管財課	大渡町2丁目県有地			増田川ダム等建設事務所コア倉庫
		沼田警察署			沼田警察署 鎌田公舎
10月26日	東部行政事務所	太田合同庁舎			倉洲ダム現場事務所
		太田合同庁舎 東庁舎	倉洲ダム現場事務所コア倉庫		
	県立ぐんま天文台	ぐんま天文台	林業試験場	林業研修所	
10月27日	自然史博物館	自然史博物館	環境政策課	元林業技術習得のための実習・研修用地	
10月28日	介護高齢課	高齢者介護総合センター	11月16日	下仁田高等学校	下仁田高等学校
	業務課	西片貝県有地		管理課	藤岡中央高等学校
10月29日	館林美術館	館林美術館	(警)会計課	蚕糸園芸課	稚蚕人工飼料センター(高崎市)
	ぐんま学園	ぐんま学園、心理室棟			日本絹の里
	農林大学校	農林大学校実習水田			稚蚕人工飼料センター(安中市)
11月1日	境警察署会計課	境警察署下武士警察官待機宿舎	11月17日	(警)会計課	伊勢崎警察署敷地
11月2日	農政課	旧高崎競馬場			大手町公舎
		旧塚町トレーニングセンター			太田警察署単身・世帯用宿舎
		ぐんま昆虫の森			新伊勢崎警察署庁舎
		ぐんま昆虫の森	DNA鑑定棟		
11月4日	企業局	県央第二水道事務所	土屋文明記念文学館	土屋文明記念文学館	
	監理課	元県央流域下水道事務所	蚕糸技術センター	旧蘭糸技術センター	
	渋川行政県税事務所	渋川合同庁舎	11月18日	用地課	天引川廃川敷
	用地課	吾妻川廃川敷			粕川廃川敷
11月5日	精神医療センター	精神医療センター体育館	湯檜曾川廃川敷		
		公舎跡地	濁沢川廃川敷		
	渋川警察署	渋川警察署	11月19日	文化財保護課	史跡上野国分寺進入路
		旧伊香保町交番			文化財保護課仮設収蔵庫
		下箱田検量所			元県立おにし青少年野外活動センター
	署長公舎	北毛青年の家 体育館			
11月8日	前橋東警察署	前橋東警察署	11月22日	館林高等学校	館林高等学校
		鳥取駐在所	館林商工高等学校	館林商工高等学校教職員公舎	
		二之宮駐在所	11月24日	館林土木事務所	多々良沼公園
観光局観光物産課	川場キャンプ場、休憩舎等	つつじヶ岡公園			
11月9日	心臓血管センター	心臓血管センター体育館	富岡森林事務所	大柁県有林造林小屋	
	藤岡森林事務所	日野県有林事務所	妙義青少年自然の家	妙義青少年自然の家	
	吾妻警察署	吾妻警察署次長公舎	11月25日	近代美術館	近代美術館
		中之条交番		歴史博物館	歴史博物館
	渋川女子高等学校	渋川女子高等学校管理教室棟		藤岡警察署	藤岡警察署庁舎
	安中総合学園高校	安中総合学園管理教室棟	藤岡警察署	本郷警察署待機宿舎	
11月10日	職業能力開発課	群馬県技能検定場	管理課(前橋商業高校)	旧前橋商業	
		元桐生高等技術専門学校	利根沼田行政事務所	清水町駐車場・薄根町駐車場	
		元沼田高等技術専門学校			

2. 公有財産の監査手続について

(1) 取得に係る事務手続について

監査手続の概要

公有財産の取得等に関する手続は規則第 16 条（取得の手続）、第 19 条（建物の新築又は増築）、第 20 条（建物の改築又は移築）に準拠して実施されているかについて検討した。

閲覧した文書

・取得の手続

取得しようとする財産の表示、取得する理由等を記載した決裁文書、価格評定調書、契約書案、関係図書、登記事項証明書等。

・新築又は増築

敷地の表示、新築し、又は増築しようとする理由等を記載した決裁文書、関係図面、敷地が借地である場合には土地所有者の承諾書。

・建物の改築又は移築

敷地の表示、改築し、又は移築しようとする理由等の記載した決裁文書。

サンプリング件数

平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度及び平成 21 年度の公有財産増減明細の 10,000 千円以上の取得から、任意の下記の 12 件及び改修工事として近代美術館の改修工事 1 件、合計として 13 件を抽出し、現場視察の他、所管部署よりヒアリングを実施している。

No	所管部署	物件名
1	ぐんま学園	心理室棟
2	管理課	県立館林高等学校機能保留地
3	渋川女子高校	エレベータ棟
4	安中総合学園高校	管理教室棟
5	藤岡中央高校	藤岡中央高校の土地の一部
6	生涯学習課	北毛青年の家 体育館
7	文化財保護課	史跡上野国分寺跡進入路（天平の道用地）
8	警察本部会計課	伊勢崎警察署敷地
9	警察本部会計課	伊勢崎警察署庁舎
10	警察本部会計課	大手町公舎改築工事
11	警察本部会計課	太田警察署単身・世帯用宿舎
12	警察本部会計課	DNA 型鑑定棟
13	近代美術館	近代美術館

(2) 管理（使用許可・貸付及び所掌替え・分掌替え含む）に係る事務手続について

監査手続の概要

公有財産の管理に係る手続が規則第 24 条、規則第 42 条及び規則第 26 条に準拠して実施されているかについて検討した。

また、当該検討の対象となった物件について現場視察の他、各所管課よりヒアリングを実施した。

サンプリング方法

検討対象としては、上記 1 . 公有財産の状況把握の手続により 54 件抽出した。

(3) 処分に係る事務手続について

監査手続の概要

公有財産の処分に係る事務手続が規則第 53 条に準拠して実施されているかについて検討した。

閲覧した文書

公有財産台帳記載事項、処分しようとする理由等を記載した決裁文書、価格評定調書、契約書案、関係図面等。

サンプリング方法

平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度及び平成 21 年度の公有財産増減明細より下記の任意の 4 件を抽出した。

No	所管部署	物件名
1	管財課	元平和町 1 号公舎
2	介護高齢課	高齢者介護総合センター
3	職業能力開発課	元太田高等技術専門校
4	管理課	下仁田高等学校

3 . 県有地利用検討委員会で検討されている公有財産の事務手続について

(1) 監査手続の概要

「県有地利用検討委員会」で検討されている公有財産については、同委員会の検討内容、進捗状況及び今後の方針等について、各所管部署からヒアリングを行い、同委員会の議事録や関係書類の閲覧の他、現地視察を行った。

(2) サンプリング方法

検討対象としては、上記 1 . 公有財産の状況把握の手続に記載されている件数に含まれており、同委員会で検討されている物件のうち任意に下記の 20 件を抽出した。

No	所管部署	物件名
1	管財課	岩神町県有地
2	管財課	富士機械北県有地
3	蚕糸園芸課	稚蚕人工飼料センター安中桑園
4	管財課	新町県有地
5	環境政策課	元林業技術習得のための実習・研修用地
6	職業能力開発課	元太田高等技術専門校
7	企業局財務管理課	県央第二水道送水管元状越用地
8	精神医療センター	元精神医療センター院長公舎跡地
9	管財課	東芝南県有地
10	管財課	高松町県有地
11	管財課	大渡町2丁目県有地
12	西部行政事務所	高崎合同庁舎2
13	障害政策課	リハビリテーションセンター再編整備事務用地
14	蚕糸技術センター	元繭糸技術センター
15	農政課	旧高崎競馬場
16	農政課	旧境町トレーニングセンター
17	職業能力開発課	元館林高等技術専門校
18	監理課	元下水道総合事務所
19	高崎警察署	片岡公舎1号
20	前橋商業高校	旧前橋東商業高校

4. 公共施設のあり方検討委員会で検討されている公有財産の事務手続について

(1) 監査手続の概要

「公共施設のあり方検討委員会」で検討されている公有財産については、同委員会の報告書を受けての各施設及び各所管部署の取り組みや進捗状況について、主に有効性、効率性の観点からヒアリングの他、現地視察を行った。

(2) サンプルング方法

上記1. 全体の監査手続きの概況に記載されている件数に含まれており、同委員会で検討の対象となった施設のうち任意に下記の8施設を抽出した。

No	所管部署	施設名
1	生活文化部	近代美術館
2	生活文化部	館林美術館
3	生活文化部	歴史博物館
4	生活文化部	自然史博物館
5	生活文化部	土屋文明記念文学館
6	生涯学習課	ぐんま天文台
7	生涯学習課	ぐんま昆虫の森
8	生涯学習課	妙義青少年自然の家

5. 公舎について

(1) 監査手続の概要

公舎の現在の利用状況を確認するために、各所管課から利用状況についての回答書を手入した。また、今後の利用方針について確認するために、個別調査票の回答内容を分析し、現地視察の他、所管部署よりヒアリングを行った。

(2) サンプルング方法

上記1. 公有財産の状況把握の手続により、公舎の利用状況を把握・分析するとともに、検討の対象として13件抽出した。

6. 施設の老朽化対策、耐震性対策について

(1) 監査手続の概要

公有財産の老朽化、耐震化の必要性の現状、改修に要する費用の見積もり及び今後の方針について確認するために、個別調査票の回答内容を分析し、現地視察の他所管部署よりヒアリングを行った。

(2) サンプルング方法

検討の対象としては、上記1. 公有財産の状況把握の手続きにより12件抽出した。

7. アスベスト及びPCBについて

(1) 監査手続の概要

公有財産におけるアスベスト及びPCBの状況及びそれらに対する今後の対策について確認するために、個別調査票の内容を分析し、現地視察の他、所管部署からヒアリングを行った。

(2) サンプルング方法

検討の対象としては、上記1. 公有財産の状況把握の手続により7件抽出した。

8. 公有財産に関するその他の事項

(1) 監査手続の概要

土地開発基金から買い戻した土地の事務手続や評価額の妥当性、及び廃川敷地・廃道敷地の管理について確認するために、個別調査票の内容を分析し、現地視察の他、所管部署からヒアリングを行った。

(2) サンプルング方法

検討の対象としては、上記1. 公有財産の状況把握により11件抽出した。

第4 監査の結果及び意見

1. 公有財産の一元管理について

「群馬県公有財産事務取扱規則」の規定により、公有財産ごとに各主管課がその事務を担当している。このような体制は、より実務に近い部署が担当することにより適時に適切な対応が行われる体制が整備されていると言える。反面県全体の総合的な視点からの検討が十分に実施されない弊害が懸念される体制であるとも考えられる。

この懸念について、県の部局横断的な主な施策として、「県有地利用検討委員会」及び「群馬県公共施設のあり方検討委員会」の設置が挙げられる。これらの委員会については、「第2 監査の対象とした公有財産の概要 5. 県有地利用検討委員会について」及び「同6. 群馬県公共施設のあり方検討委員会について」に記載のとおりである。

これらの委員会の活動により、県有施設の廃止を含めた活性化の検討と実践、未利用低利用財産の売却を含めた利活用促進活動及び平成21年度における土地開発基金の廃止による不要財産の取得リスク回避等が進められており、一定の成果を上げている状況にある。

県がこれらの委員会を組織し、改善活動を実施している背景には、県の土地政策等をめぐる環境の変化、例えば、土地のリスク資産化、少子高齢化の進行、財源不足、地方分権改革による市町村への権限移譲、高等学校及び警察署等の統廃合等々があるものと思われる。

更に、財源問題から、建替更新のサイクルが長期化している行政財産としての建物は、老朽化が進行し、延命策等の諸施策が必要となり、これに備えた予算措置等が大きな課題となる可能性を秘めている。

一方で上記のようなマイナス面のカバーの視点ではなく、県土整備部では「はばたけ群馬・県土整備プラン2008-2017」(平成20年3月)(注1)として整理されているとおり、北関東道の全線開通等の環境変化等をチャンスに地域の活性化のための取組が指針として示されている等、新たな発展も大いに期待されている環境がある。

このような大きな環境変化に対応し、更に県民の福祉の増大を目指すには、現在の分掌体制にある各所管課固有のニーズを超えて、未利用低利用財産に限らず、公有財産を最適に活用・管理する視点を持つことが極めて重要であると思われる。

最近の動向としてファシリティマネジメント(注2)の必要性が話題になっているが、このような管理手法の導入が期待される場所である。各部局で計画している今後の整備計画を統合して公有財産の最適活用の視点での検証が期待される場所である。

(注1) 「はばたけ群馬・県土整備プラン」は、今後、群馬が大きくはばたいていくた

めに、これからの10年間「群馬の社会資本整備はどのようなやり方で、何を整備していけばよいか」という県の指針であり、元氣「もっと、県土に活力を」、安全「もっと、暮らしに安心・安全を」、魅力「もっと、県土に魅力を」、環境「もっと、良好な環境を」の4つの取り組むべきことを掲げ、自然と共生し、未来に向けて、持続的にはばたける地域づくりを進めるとするものである。

(注2) 第4 1.(2)県有土地利用検討委員会のあり方について参照。

(1) 分掌体制の検討課題について

現在の分掌体制については次の検討課題が揚げられる。

公有財産の有効活用の視点から

A 県有土地利用検討委員会における検討対象財産は、各部局長からの検討依頼に基づき選定されており、財産の利用可能性についても各部局の視点でのニーズであり、財政課の見解を取り入れているも、全庁的な視点での長期計画に基づいた議論とまではなっていない。

別途記載するが、当監査手続により未利用地・低利用地と判断された行政財産で県有土地利用検討委員会の検討対象とされていない財産も散見されている。

B 県有土地利用検討委員会における検討対象財産は、未利用地・低利用地に限られ、利用されている多くの公有財産が最適な活用状況にあるか否かの検討を行う仕組みが整備されていない。所管課内では最適活用と判断されるものも、全庁的視点で検討した場合に同様の判断となるか検討することも必要である。

C 財源不足の状況において各所管課では、追加支出を抑えることに判断のウエイトが占められ、追加予算を必要としない現状維持が最適と判断される可能性がある。例えば警察署の統合により交番化した施設は、人員規模等の縮小にも関わらず従前の土地・建物を継続利用することとなり、規模に合わない施設の利用となる可能性がある。これらは、予算の課題が先行することになるが、部局単位の予算では限界がある。

D 「未利用地等の有効活用、管理及び処分に関する基本方針」により、例えば未利用地を処分する場合に、その土地にある老朽化した建物の取壊しを所管課の予算で行うなど、所管課が処分までの準備事務を担当することから、所管課の予算の都合でその対処が遅れる可能性がある。

県有財産をめぐる事務処理の効率性・経済性の視点から

A 取得から処分までの事務が、所管課の責任で行われているが、所管課単位では

発生頻度の低い取得及び処分等の事務は、担当者の習熟度が低くならざるを得ず、決裁手続等の不備が発生する可能性は高く、効率的な事務処理体制とは言い難い。

- B 不法占用等、改善すべき事務が発生した場合も適切な情報共有が行われず、改善活動が遅れる可能性がある。
- C 老朽化対策等については、各所管課の予算において行われていることから、現在でも待ったなしの状況になるまで予算の確保が難しい事例もあり、その優先順位の判断を全庁的視点で行うことはできず、計画的な財産の維持管理体制にあるとは言い難い。

(2) 県有地利用検討委員会のあり方について

(意見1)

上記の検討課題の多くは、土地及び建物を一元管理することにより改善可能と思われる。

県有地利用検討委員会は、現在では、上記のとおり「未利用地等の有効活用、管理及び処分に関する基本方針」に基づき、主に未利用地低利用地の処分を含めた有効活用の検討を行っているが、県有地利用検討委員会設置要領第1に「県有地の有効活用を図るため、県有地利用検討委員会を設置する。」と規定されているとおり未利用地・低利用地に限らず県有地の有効活用がその目的であり、ファシリティマネジメント(注1)の推進が期待される。同委員会をファシリティマネジメント委員会として位置づけ、県有地の最適化構想(コスト最小、効果最大)実現のための環境整備及び利用部局の最適化管理を担当する組織とすることが望まれる。

(注1) ファシリティマネジメントについて

社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会においては、「企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」と定義し、「業務用不動産(土地、建物、構築物、設備等)すべてを経営にとって最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営管理活動」と補足説明をしている。(社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会ホームページ)

財務省、国土交通省及び一部の他県等でもその取組が紹介されている。

低利用地の中でも現在進められている検討の成果に大きな期待がかかる旧高崎競馬場跡地の所管課は、その経緯から農政部農政課であるが、有効活用の検討については、部門横断的に企画部地域政策課が高崎競馬場跡地利活用有識者検討委員会を設置して行っており、全庁的視点に立って総合的な地域政策の一環としての検討結果を期待す

るところである。

未利用地の有効活用のみならず、形式的には有効活用の状況にある財産についても、立地、地価等にふさわしい利活用となっているか、他の活用により更に価値ある利用方法はないか等の検討が、県有地の総合的最適化構想の一環として行われ、その成果として県有財産のリストラクチャリング計画が作成されることが期待される。

このような環境において、ファシリティマネジメントの機能のひとつとして、県有財産の最適整備のための資金計画を合わせて検討することが必要である。緊縮財政においては、県有財産を如何に有効活用するかにより、予算に占める県有財産取得支出、工事費支出等を抑えることを検討することは極めて重要であるが、県有財産の有効活用としては、未利用財産の計画的売却もそのひとつの選択肢であり、行政改革推進法においても、未利用財産の処分並びに財産の取得と賃借の比較検討を奨励している。

少子高齢化社会を前提に必要にして十分な行政財産の規模を図り、その財源を計画的に管理することが必要であり、今後の財源として PFI（注）の手法、県民債の適正規模の検討と合わせ、普通財産の計画的処分は、一般会計の負担を最小限に抑え県有財産を維持する財源を確保するひとつの方法であると考ええる。

現在は、財産の処分による収入は計画性がなく見込みが立ちにくく、処分年度の一般会計の収入実績に計上され特定の財源とはならない。高崎競馬場跡地利活用有識者検討委員会における中間報告においても、旧高崎競馬場跡地整備の財源として現在の競馬場跡地の賃借料収入を特定財源とする意見が公開されているが、県有財産の維持管理の支出に充てる特定財源として県有財産の処分収入の一部を計画的に基金として積み立てることもひとつの有効な手段であると考ええる。かつて、土地開発基金が必要であったのと同様に県有財産維持更新基金等の検討が望まれる。

（注） PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法である（内閣府民間資金等活用事業推進室より）

（ 3 ） 管財課と所管課の責任分担について

（意見 2）

一元管理を行う場合にも、公有財産すべてを総務部管財課等特定の部署（以下管財課等）が取得、管理、処分のすべてのフェーズを担当することは効率的でないばかりか内部統制的にも望ましい形態とは言えず、業務の効率性と内部統制の適正な整備を考慮した事務の分掌が必要である。

管財課等で一元管理すべき事項は、財産の整備部門としての取得、有効活用の管理

及び処分であり、行政財産の利用部門である各所管課は利用部門としての利活用及び日常の維持保全の管理を担当することであり、その責任を分担すべきである。

5年10年等の周期的な保守メンテナンスは、管財課等が長中期の計画を立案し、利用部門の管理の状況により優先順位を持って実行すべきである。

このような責任体制の整備により、財産の整備部門としての管財課等は、財産の取得から処分までの一連の事務を統括し、習熟した担当者により正確で効率的な事務を期待するとともに、管理の移管にともなう事務の引き継ぎ等のリスクも軽減されることが期待される。また、管財課等のこれらの一連の業務は、ファシリティマネジメント委員会に報告しモニタリングを受ける体制が望まれる。

利用部門である所管課には、整備部門である管財課等に対し利活用の状況（使用許可を含む）を含めた規則第3章の管理体制と実施結果の報告を義務づけることにより、有効活用及び管理実行のモニタリング体制とし、積極的で取りこぼしのない管理の実施体制を期待したい。現在でも指定管理者制度の対象施設及び警察署等の一部では管理状況の報告体制が機能している。

更に、平成21年度より公表している財務諸表のうち、行政コスト計算書を各所管課に展開し、減価償却費相当額を各所管課の行政コストとして認識するとともに、所管課のコスト低減を計画的に管理することにより、所管課が不要な財産を早期に管財課への所掌替え或いは分掌替えする環境を整え、未利用財産の発生の低減、管理コストの低減を図ることが有効と考える。

（4）一元管理のための情報システムの整備について

（意見3）

上記のとおり膨大な件数である公有財産を一元管理するためには、情報の一元化が必須であるが、県では平成13年度に公有財産管理システムを導入し、全庁の公有財産の一元管理が可能な環境が整備されている。この情報システムに管理の実施状況の報告機能を強化し、これらの情報を有効活用することにより公有財産のより有効な活用が図られることを期待する。

この体制のための、公有財産管理システムの検討課題は別途記載する。

2. 公有財産に係る事務手続について

群馬県公有財産取扱規則（以下「規則」）等に準拠して事務が行われていることを検証する目的で実施した監査手続の結果は次のとおりである。

（1）取得に係る事務手続について

決裁手続について

規則第2章において取得の事務手続を規定しており、第16条において取得の手続、第19条において建物の新築又は増築及び第20条において建物の改築及び移築を各々行う場合の決裁手続を規定している。

群馬県公有財産事務取扱規則（抜粋）

（取得の手続）

第16条 公有資産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により決裁を受けなければならない。ただし、財産の種類又は取得の方法によりその記載事項を省略することができる。

- 一 取得しようとする財産の表示
- 二 取得しようとする理由
- 三 用途又は利用計画
- 四 取得の方法
- 五 相手方の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）
- 六 取得予定価格
- 七 予算額及び経費の支出科目
- 八 契約の方法及びその理由
- 九 建物等を取得しようとする場合において、その敷地が借地であるときは、その敷地の表示、賃借料並びに所有者の住所及び氏名
- 十 第13条ただし書きの規定により取得しようとするときは、その理由並びに所有権以外の権利又は特別な義務の内容及び消滅等の見込み
- 十一 前条ただし書きの規定により取得代金の支払いをしようとするときは、その理由
- 十二 その他参考となる事項

2 前項の文書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 価格評定調書
- 二 契約書案
- 三 関係図面
- 四 取得しようとする財産が取得後に登記又は登録を要するものであるときは、登記事

項証明書等

五 建物等を取得しようとする場合において、その敷地が借地であるときは、土地所有者の承諾書

六 その他必要と認められる図書

(建物の新築又は増築)

第19条 建物を新築し、又は増築しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により決裁を受けなければならない。

一 敷地の表示

二 新築し、又は増築しようとする理由

三 新築後又は増築後の建物の構造、種目及び面積

四 増築しようとするときは、公有財産台帳記載事項

五 用途又は利用計画

六 工事費の見積額

七 予算額及び経費の支出科目

八 新築し、又は増築しようとする建物の敷地が借地であるときは、その敷地の表示、賃借料並びに土地所有者の住所及び氏名

九 その他参考となる事項

2 前項の文書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 関係図面

二 新築し、又は増築しようとする建物の敷地が借地であるときは、土地所有者の承諾書

三 工事費の見積書

四 その他必要と認められる図書

(建物の改築又は移築)

第20条 建物を改築し、又は移築しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により決裁を受けなければならない。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

一 敷地の表示

二 改築し、又は移築しようとする理由

三 改築後又は移築後の建物の構造、種目及び面積

四 公有財産台帳記載事項

五 用途又は利用計画

六 工事費の見積額

七 改築し、又は移築しようとする建物の敷地が借地であるときは、その敷地の表示、賃借料並びに土地所有者の住所及び氏名

八 予算額及び経費の支出科目

九 その他参考となる事項

(指摘事項 1)

監査の対象とした下記の取得に係る事例については、規則第 19 条第 1 項第 2 号又は第 20 条第 1 項第 2 号に規定する「新築し、又は増築しようとする理由」「改築し、又は移築しようとする理由」を明らかにした「決裁文書」が作成されておらず、新築等の決裁者が明らかになっていない。

一方で規則第 19 条又は第 20 条の決裁手続とは別に工事発注の「起工伺い」の決裁は、知事部局の事例は県土整備部長、教育委員会の事例は教育長又は管理課長、公安委員会（警察本部）の事例は警察本部長が行い、文書として整備されている。

県では、予算要求以前に部局内での実質的な意思決定が行われており、予算執行は、規則第 19 条又は第 20 条の手続を行わなくても取得の事務に差し支えることなく行える状況にある。起工伺いは契約書の作成等県外部との取引となることから、決裁手続は必須の手続として行われているものと思われる。

規則第 16 条、第 19 条及び第 20 条は決裁を受けることを規定しているが、決裁権限者が明確でないこと及び部局或いは委員会内で意思決定が完結していることからこのような事例が発生するものと思われる。内部統制の見地からも 1. 公有財産の一元管理について記載したとおり、整備部門と利用部門の責任を区分し、利用部門の長が起案し、整備部門の長が承認を行う等の部局横断的な決裁体制の整備を検討することが必要である。

また、規則では、近代美術館改修工事のような大規模な改修工事については、改築には該当しないが、改修工事についてもその改修内容を明確にし、「改修しようとする理由」について決裁を受けるべく決裁規定を見直すことが望まれる。

	所管課	物件名	面積 (㎡)	台帳評価額 (千円)	摘要
1	健康福祉部ぐんま学園	心理室棟	59.62	11,298	
2	教育委員会渋川女子高校	エレベータ棟	37.05	26,323	
3	教育委員会安中総合学園高校	管理教室棟	1,278.00	530,418	
4	教育委員会生涯学習課	北毛青少年自然の家 体育館	745.70	164,115	
5	警察本部会計課	伊勢崎警察署庁舎	12,186.94	1,914,097	注 1
6	警察本部会計課	大手町公舎改築工事	153.05	30,282	
7	警察本部会計課	太田警察署单身・世	1,128.39	170,782	

		帯用宿舎			
8	警察本部会計課	DNA 型鑑定棟	496.74	72,459	
9	生活文化部近代美術館	近代美術館改修工事	12,30.94	2,719,680	注 2

(注 1): 伊勢崎警察署庁舎は建設中であるため、本体工事に関する契約上の面積及び金額を記載した。

(注 2): 近代美術館の台帳評価額は、改修工事を反映する前の簿価である。
改修工事は、予算総額 1,236,511 千円の工事で、アスベスト撤去による改修工事が主であるが、建築工事(展示室全面改修、フローリング変更等)、電気工事(照明器具交換工事、ライティングレール新設等)空調工事(全面改修、空調機交換等)が含まれている。

契約内容と実態の乖離について

監査の対象とした土地の取得に係る事例の中で、契約書が取引実態と相違していると考えられるものが検出されている。

事例 1 藤岡中央高校 所管課：教育委員会藤岡中央高校

地積 2,485.77 m² 評価額 33,764 千円

(概況)

藤岡中央高校のグラウンド予定地の中にある藤岡市の有する法定外公共物(道路及び水路)を移設するため、県は、藤岡市と同校の敷地外の県有地と法定外公共物用地を交換することとし、土地交換契約を締結している。

法定外公共物の移設に必要な用水路・送水管・道路付替工事(請負額 57,414 千円)及び排水路付替工事(請負額 34,146 千円)については、県が負担しているが、この工事には藤岡市の負担すべき用水路等の工事が含まれている。

(群馬県)

所在	地目	地積
藤岡市立石 1-2 他 5 筆	田	1,560.97 m ²
評価額 (A)		21,853 千円

(藤岡市)

所在	地目	地積
藤岡市中栗須 925 - 3 他 1 筆	公衆用道路	1,199.16 m ²
藤岡市立石 13 他 1 筆	用悪水路	1,286.61 m ²
	計	2,485.77 m ²
評価額 (B)		34,800 千円

(意見 4)

土地交換契約書の交換価格について、34,800千円の等価交換であるとしているが、その内訳は、県が取得する藤岡市の土地の評価額は34,800千円、藤岡市が取得する土地の評価額は21,853千円であり等価となっていない。これだけでは、「群馬県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第2条の「普通財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし価格の差額がその高価なものの価格の四分の一をこえるときは、この限りでない。」とする規定に抵触することとなるが、交換差額は、藤岡市の負担すべき工事費相当額とした結果である。この様な取引に当たっては、取引実態を反映し、等価であることを示した契約書を整備することが望まれる。

庁舎等の設置に当たって検討すべき取得と賃借の方法について

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第5節国の資産及び債務に関する改革第60条第1項第4号イは、「庁舎等(庁舎法第2条第2項に規定する庁舎等をいう。以下この号において同じ。)の設置に当たっては、取得及び賃借のうち有利な方法によるものとし、既存の庁舎等については、使用の状況の実地監査及び庁舎法に基づく使用調整を徹底して使用の効率化を図るとともに、余裕が生じた部分を国以外の者に貸し付けること。」と規定している。県の庁舎等についても、行政改革推進法の趣旨に準じて取得或いは賃借等の方法のメリット・デメリットを十分に検討して判断されることが望まれるが、その検討が行われていない事例及び検討の内容が十分とは言い難い事例が検出されている。

A. 検討が行われていない事例

事例 1 大手町公舎 所管課：警察本部会計課

延べ床面積 153.05 m² 評価額 30,282 千円

(意見 5)

群馬県警察大手町公舎は平成21年10月に新しい公舎が完成したが、建て替えにおいて新公舎の建設が有利なのか民間住宅等の借上げ公舎が有利なのかについて検討されていない。

民間住宅はセキュリティの確保が問題になるが、民間住宅でもセキュリティのしっかりしているところもある。

公舎の建設に関しては建設費、維持管理費及び取壊費用までの総コストと民間住宅を借上げた場合の総コストを比較検討することが望まれる。

B. 検討内容が不十分な事例

事例1 太田警察署単身・世帯用宿舍1 所管課：警察本部会計課
延べ床面積 1,128.39㎡ 評価額 170,782千円

(概況)

過去において企業から職員宿舍貸付についての提示があった。

貸付条件の内容は以下のようなものであった。

借受の場合	貸付期間 10年	摘要
借受料	86,400千円	= 30千円×24戸×12月×10年
リフォーム料 金	28,800千円	= 10千円/戸×24戸×12月×10年
消費税	5,760千円	借受料+リフォーム料金の5%
計	120,960千円	

これに対し建設した場合の金額を以下のように見積っている。

建設費用	180,000千円	耐用期間 40年
敷地代	13,000千円	賃貸借期間 10年×4回

両者を比較すると支出額が借受けた場合は10年間で120,000千円であり、建設した場合は40年間で232,000千円となり建設したほうが有利と判断している。

また、他の民間アパートを借りた場合と比較して以下のように結論付けている。

県費による家賃補助限度額は一戸あたり27千円であることから1棟当たり10年間で8千万円(27千円/戸×24戸×12月×10年)となり、借受提示額120,000千円に対し4千万円の乖離があり、県としては著しい持ち出しになるため借受は困難である。

(意見6)

本件では、以下のように比較したほうが実態に即していると考える。

借受けた場合、家賃補助額を27千円(上限額)とすれば、家賃30千円は県が27千円、入居人が3千円負担することになる。

したがって、借受けた場合の県負担額は以下ようになる。

借受の場合	借受期間 10年	摘要
借受料	77,760千円	= 27千円×24戸×12月×10年
リフォーム料金	28,800千円	= 10千円/戸×24戸×12月×10年
消費税	5,328千円	借受料+リフォーム料金の5%
計	111,888千円	

宿舍を建設し、所有すると建物を維持管理するための費用が発生する。維持管理費用には第三者に支払う費用のみではなく、職員が行う業務に対する費用も含まれる。

上記試算において建物の耐用年数を 40 年と考えている。40 年の使用期間中には修繕が必要となることも予想される。修繕には定期的に行うものと塗装のようによそ 10 年ごとに行うものがある。土地返還時には建物取壊が必要とされることも想定される。警察署が統廃合され、宿舎に空室の出るリスクもある。

このような建物を建設するか借受けるかは一度決定すると影響が長期間に及ぶため、試算する場合には関連する維持管理費用、修繕費用、取壊費用・空室リスク等を可能な限り考慮することが望まれる。

(2) 管理に係る事務手続について

規則第 3 章では管理について規定し、同規則第 24 条では、下記のとおり記載されている。

群馬県公有財産事務取扱規則（抜粋）

（管理）

第 24 条

分掌者は、その分掌に係る公有財産について次に掲げる事項に留意し、当該公有財産の効率的な利用並びに良好な維持及び保存に努めなければならない。

- 一 使用状況の適否
- 二 維持及び保存の状況の適否
- 三 境界標その他標識の設置の有無及び設定状況の適否
- 四 不法占用等の有無
- 五 現況と諸台帳、図面等との符合の適否
- 六 使用を許可し、又は貸し付けた公有財産にあっては、その使用状況及び使用料又は貸付料の納付状況
- 七 その他公有財産の管理上必要と認められる事項

上記規則への合規性を目的として監査手続を実施した結果、次の事例が検出されている。

これらの事例は、各所管課の責任で行われているが、各所管課の事務処理の実施状況の報告体制の整備により改善が可能と考える。

不法占用等について

規則第 24 条第 1 項第 4 号では「不法占用等の有無」が掲げられており、県は公有財産について不法占用に留意することが必要であるとされている。

今回の監査の対象とした事例の中から 3 件の不法占用に準じた事実が検出されている。

事例 1 天引川廃川敷地 所管課：県土整備部用地課

地積 1,564 m² 評価額 2,604 千円

(概況)

天引川廃川敷地は、占有者が民間施設用地として買い受けることを前提に、昭和 57 年 5 月に占有者の費用負担で、境界確認及び測量が行われた。その後、昭和 58 年 9 月に廃川告示され昭和 61 年 7 月に建設省から県に譲与、昭和 62 年 2 月に河川課から用地課が引継を受けた土地である。

当時の詳細は不明であるが、記録によれば占有者は、平成 5 年に売買に合意したものの資金面での調整がつかず、占有者の提示した売買形態は県の随意契約の条件に合致しないことから売買が不成立となった経緯があり、現在も占有状態が継続している。

県では、平成 5 年 2 月から平成 21 年度の廃川敷地の棚卸調査により占有の事実を再認識した後に売払交渉を再開するまでの間売払交渉を行った記録は残されていない。

民間施設内の県有地は、占有者が、民間施設の整備のため相当量の盛り土を行った結果地形が変わっており、特定できる状況ではない。昭和 57 年の境界確認時に作成した図面をもとに県有地を確認することは可能ではあるものの、再度の境界立ち合い及び測量が必要となることから、県では事実上困難であると考えている。

県では、売払交渉が中断されていた時期も含め、廃川敷地であり売買を前提に交渉を行ってきている経緯から、この長期間の無償占有の事実について地代相当額を請求しようとする考えはなく、平成 21 年度に鑑定評価を行い、これに基づき売払交渉が続けられている。

(意見 7)

A . 当該廃川敷地は、売払いすることを目的に昭和 61 年 7 月に譲与を受けたものであるが、売買交渉が難航し結果として 22 年間無償での占有が継続している。当時県から有償で廃川敷地の売払いを受けた県民とは、結果的に著しく不均衡な状況となっている。このような状況について、県は、占有者におけるこの間の経済的便益の享受の事実、平成 5 年から現在までの地価下落の影響及び占有者が買取りの意思を持っていたにも関わらず契約が不成立のまま現在に至る県の対応について重く受け止め再発防止に努めるとともに、これらの事実について占有者と十分に話し合い相互の理解を持って事態の收拾に当たることが望まれる。

B . 所管課である県土整備部用地課は、平成 21 年度の廃川敷地の棚卸調査により、この未契約による占有者の存在を再認識し、その後の対応として所管課の責任であるとの認識から、所管課において占有者との交渉を再開している。しかし、規則第 4 条第 2 項は、「総務部長は、公有財産の取得、管理及び処分の適正とその効率的な運用を図るため必要があると認めるときは、部長に対し、その所掌する公有財産に関

する事務について、報告若しくは資料の提出を求め、実地に調査し、又はその結果に基づき用途の廃止、所掌替えその他必要な措置を採ることを求めることができる。」とあるが、この様な例外的な事件に対して、所管課は総務部長に報告を行い必要な指示を仰ぐべきであると思われる。

C. 現在では、上記規則の対応に当たって、総務部長が当事例のような例外的な事件の発生の有無を網羅的に把握する方法は整備されておらず、これについても、一元的管理体制の整備が望まれるところである。

事例2 吾妻川廃川敷地（3か所） 所管課：県土整備部用地課

地積 4,435.2 m² 評価額 8千円

（概況）

孺恋村の廃川敷地の監査対象とした3か所は、昭和50年2月及び3月に吾妻川の廃川告示が行われ、昭和54年5月に河川課から用地課に一括して引き継がれたものであり、公図と現地地の形状がかけ離れた土地も存在していた。

用地課への引継ぎは、売払いを前提に行われたものであり、そのほとんどの売払いが完了したことを考慮すると、当時、現地及び公図の確認を河川課と実施していたと思われる。しかし、売却できなかった土地については、用地課内の引継ぎの際に、現地確認等が行われていたか否かは不明である。

その後、平成21年度に売却可能資産の調査を実施するまで、ほとんど管理が行われてこなかったのが実情である。

次に～のそれぞれの物件について記述する。なお、この3か所は全て河川占用許可受者へ売り払うことを前提に廃川告示が行われたものである。

… 当該地を含む9筆は、昭和43年から河川占用許可により地元関係者の利用に供されていた。なお、当該地は、宅地として活用され家屋が建築されたものである。昭和50年に廃川敷地となり、当該地を除く廃川敷地8筆は、昭和63年までに旧占用許可受者に全て売却され、当該地も売払い契約が成立したものの、何らかの理由で契約が解除された。その後、占用者は家屋（未登記）を残したまま退去し、結果的に不法占用の状態が現在も続いている。所有者は行方不明であり、処分見込みは極めて低い状況にある。

… 当該地は占用許可受者がいない土地であったが、廃川告示の手続きは一定区間を一括して行う必要があり、当該地も併せて廃川告示され、用地課に引き継がれたものである。公図があるのみで当時の資料は他になく、現地を視察すると公図と現地地がかけ離れており、特定できる状況ではない。当該地を特定するには境界立会い及び測量が必要であり、県では事実上困難であると考えている。

… 当該地を除く廃川敷地は、高校敷地等として所掌替え等が行われたが、当該地は、公図はあるものの、現地を視察すると公図と現地がかけ離れており、特定できる状況ではない。特定するには境界立会い及び測量が必要であり、県では事実上困難であると考えている。

旧河川占用許可受者は当該土地の購入を希望していたが、県有地が特定できず売却できなかった経緯がある。

(指摘事項 2)

上記物件の不法占有者の存在は、規則第 24 条に違反する事実であり、適切な管理が行われていない状況にある。

不法占有の事実が判明後の対応においても、不法占有者所在不明のまま放置された状況が続いており、適切な対応が取られているとは言い難い。

(意見 8)

3 か所とも、それぞれの個別事情はあるが、共通した検討課題として次の 3 項目が挙げられる。

A. 長期間十分な管理が実施されていない

平成 21 年度に初めて現在の担当者が現況を知った物件がほとんどであり、その間担当者間で十分な引継ぎがなされておらず、管理しないまま放置されてきた。用地課では、担当の物件を公有財産管理システム上で一覧表として管理しているのみであるため、重要な物件は年に一度は各土地の状況に応じて現地調査を実施し、適切な管理を行う必要がある。

B. 所掌替え時の確認

所掌替え、分掌替えの場合には規則に従い所定の文書により決裁が行われるが、引き継ぎ事項を文書化して決裁を受ける等のモニタリングの仕組みが望まれる。

C. 現地確認不能な廃川敷地等の対応

現地確認不能な廃川敷地等の場合、境界確定のための境界確認・測量等の手続が必要となるが、その費用が当該廃川敷地の売却価額を上回ることが想定され、買い受け希望者がいない状況で行うことは、県では事実上困難であると考えている。

しかし、過去には旧河川占用許可受者が買い取りを希望していたのであるから、少なくとも当時、測量を実施し境界を確定すべきであったと考えられる。

また、公図と現地の状況の不一致等により近隣者と利害が交錯し調整が進まないまま売払いができず、県はこのような廃川敷地を管理する必要性が生じたものと推察され

る。このような土地については、隣接者も改めて購入の必要はないものと推測されるが、廃川敷地の財産価値は低く、管理に費用をかけることは効率的ではないことから、早期に売却可能な方法を検討することが望まれる。

事例 3 元林業技術習得のための実習・研修用地 所管課：環境森林部環境政策課
地積 12,514.10 m² 評価額 204,203 千円

第 4.3. 県有地利用検討委員会の検討対象財産について参照

境界標その他標識の設置の有無及び設定状況について

規則第 24 条第 1 項第 3 号では「境界標その他標識の設置の有無及び設定状況の適否」が掲げられており、県は公有財産について境界標その他標識の設置の有無等に留意することが必要であるとされている。

また、規則第 25 条では「分掌者は、その分掌に係る公有財産について、県の所有であることを明示するため、境界標の設定、標札又は標識の設置その他の必要な表示をしなければならない」と規定している。

更に「境界標柱設置要領」を制定して設置の徹底を図っている。

(指摘事項 3)

監査手続の結果、上記に記載したような不法占用の事実はないが、境界標柱等の未整備、県有地であることの表示が行われていない物件が次のとおり検出されている。

境界標柱等の設置により、上記のような不法占用の発生を防止すべきであり、規則に従い適切な対処が必要である。

但し、形式的には規則に抵触する事例であるが、用地課の廃川敷地等境界標柱の設置等が経済的に不合理である等の理由から、実施を見合わせることで問題ないと判断される場合には、その旨の決裁を受けるべく規定を整備することも検討すべきである。この場合には、不法占用、事実上の無償貸付の発生等の可能性等個別の財産の状況を十分に調査して対処することが望まれる。

	名称(補足)	所管課	財産区分	土地面積 (m ²)	台帳評価額 (千円)	備考
1	高崎合同庁舎 2(高崎財務事務所長公舎跡地)	西部県民局西部行政事務所	行政財産	404.16	35,762	1
2	ぐんま学園	健康福祉部ぐんま学園	行政財産	27,212.15	1,341,939	2

3	元太田高等技術専門学校	産業経済部職業能力開発課	普通財産	10,352.63	399,901	3
4	涸沢川廃川敷地	県土整備部用地課	普通財産	15,027.72	45	4
5	天引川廃川敷地	県土整備部用地課	普通財産	1,564.43	2,604	5
6	湯桧曾廃川敷地	県土整備部用地課	普通財産	4.77	17	6

1. 県有地利用検討委員会の検討対象事例（第 4.3. 県有地利用検討委員会の検討対象財産について参照）であるが、当該事例については県有地であることを示す標識はない。
2. ぐんま学園の校舎の裏手が藪或いは雑木林のような状態にあり境界未確定である。ぐんま学園として利用している限りにおいては特段問題が生じることはないものと思われるが、売却する場合には境界の確定作業を要するものと思われる。
3. 太田高等技術専門学校跡地は、昭和 38 年 10 月に太田市から寄付されたものである。昭和 47 年 4 月 1 日に「境界標柱設置要領」が制定され、現に分掌している県有地には境界標柱の設置をすることと定められた。しかし、今日まで境界画定及び境界標柱の設置手続はなされていないため、隣接土地との境界は明確になっていない。
4. 涸沢川廃川敷地は全部で 5 か所を視察したが、最近売却が行われた富岡市岡本 2294 番 4 を除き、隣接地との境界の杭は確認できず、また県の所有であることの看板等は設置されていない。
5. 天引川廃川敷地は、占有者が、民間施設の整備のための相当量の盛り土を行った結果、地形が変わっており、特定できる状況ではない。
6. 湯桧曾川廃川敷地は、河川占用許可受者に売払いを行ったが、両側隣接者間で買受面積の希望が一致せず、一部が廃川敷地として残ったものである。

現況と諸台帳図面等の符合の適否について

規則第 24 条第 1 項第 5 号では「現況と諸台帳、図面等との符号の適否」が掲げられており、分掌者は公有財産について現況と諸台帳等とを一致させることに留意する必要があるとされている。

(意見 9)

「第 4. 2.(2). 不法占用等について」に記載したとおり、規則第 24 条第 1 項 5

号の規則に反して、現況と諸台帳図面等が符合していない公有財産が検出されている。

上記公有財産は、測量費用の問題、市町村の国土調査に基づく公図の作成が追い付いていない等短期間で解決できない問題も含まれることを考慮しなければならない状況に鑑み、所管課の責任で放置せず、事実関係を明確にした上で所定の承認手続きに基づき全庁的に一元管理し計画的な対応が必要である。

借地上の県有施設の登記について

「借受財産事務取扱要領 10. 借地上の県有建物の登記」では下記のとおり記載されている

借受財産事務取扱要領 (抜粋)

10. 借地上の県有建物の登記

借地上の県有建物については、「借地上の県有建物の保存登記について(昭和49年7月31日管第17号)」に基づき保存登記を行うものとする。ただし、相手方が国又は地方公共団体である場合は、この限りではない。

これについて、今回監査対象とした建物の中に借地上の建物であるが、登記がされていない事例が検出されている。

事例1 吾妻警察署次長公舎 所管課：警察本部吾妻警察署

延べ床面積 59.94 m² 評価額 988 千円

(概況)

吾妻警察署次長公舎は、県有建物である。

「借地上の県有建物保存登記について(通知)」(以下「通知」という)によると有料で借受けている建物敷地で地上権、若しくは賃借権の設定登記がなされていない土地にある県有建物は登記対象物件であり、通知発信時(昭和49年7月31日)における既設建物であって建物保存未登記のものについては、すみやかに登記を行うものとするとしている。

登記完了後は、総務部長に建物保存登記済証(権利書)を提出し、公有財産分掌者は登記済証の写しを保管することになっている。しかし、写しを確認することはできなかった。そのため、登記がなされていないため登記済証が保管されていないのか、登記はなされているが登記済証が保管されていないのかは不明である。

(指摘事項4)

登記対象物件については通知に従い登記し、登記後は登記済証を総務部長に提出する

とともに写しを保存しておく必要がある。

使用を許可した財産の管理について

規則第 24 条第 1 項第 6 号では「使用を許可し、又は貸し付けた公有財産にあっては、その使用状況及び使用等又は貸付料の納付状況」が掲げられており、分掌者は公有財産についてその使用状況等について留意する必要があるとしている。

今回監査対象とした案件のうち、上記規則への合規性違反と考える事例が 3 件検出されている。

事例 1 伊香保町観山荘跡地 所管課：健康福祉部健康福祉課

地積 320.69 m² 評価額 18,971 千円

(概況)

伊香保観山荘は昭和 32 年から使用していたが、平成 19 年頃に渋川市から伊香保の石段整備の関係で、観山荘の土地建物の売払いの要望を受け、平成 20 年度に売買取引を実施した。

売れ残った土地は観山荘の立っていた敷地とその脇を通る道路の高低差で生じる法面(石垣)と敷地の周辺を走る渋川市の市道の一部となっている。道路の敷地が掛かっている土地であるため売却対象から除かれたため売れ残ったとのことである。

現状では管理作業は発生していない。

(指摘事項 5)

渋川市の市道となっている土地は無償貸与の状況にあるが、県有財産の貸付に関する手続きが執られていない。

(意見 10)

売れ残っている土地は観山荘の跡地の一部を構成する土地であり、単独で所有して利用価値があるとは思えない。道路として利用されている部分を利用者である渋川市に譲渡したところで問題が生じるとは考えられないので、例外的に売却対象として渋川市への譲渡を無償譲渡も含めて検討することが望まれる。

事例 2 元館林高等技術専門校 所管課：産業経済部職業能力開発課

地積 13,406.14 m² 評価額 522,705 千円

(概況)

元館林高等技術専門校は、平成 11 年 3 月に閉校した後、建物・敷地は低利用となった。その後、館林市と「元群馬県立館林高等技術専門校の管理に関する協定書」(以下、「協定書」という)を締結し、平成 15 年 4 月 1 日より 1 年更新で管理を館林市に

委託している。

更に、県は平成 18 年 7 月から本館 1 階及びその外部を、館林保健福祉事務所が犬猫等譲渡手続及び動物愛護推進事業を行うため「公有財産供用通知書」で供用を承認している。館林保健福祉事務所は当該業務を動物愛護協会に委託して施設を使用させている。

県も年に 4～5 回現場を巡回し、現状を把握している。しかし、館林市から管理業務についての報告は口頭でなされるのみであり、どのような管理業務が行われ、土地・建物にどのような問題が生じているか詳細には把握しにくい状況にある。

(指摘事項 6)

A . 協定書において、館林市は自動車整備実習場を専門校の管理のために利用できると定められている。

しかし、館林市は自動車整備実習場を市が管理する美術品関連の道具置場としても利用している。このような利用方法は協定書に記載されていない事項である。

管理者は協定書に従い、管理業務を行う必要がある。協定書にない業務のために建物を使用する場合には県に事前に確認をとり、または、協定書の更新時に新たに協定書に利用方法を明記するなどの方式による必要がある。

B . 館林市と締結している協定書では、建物の安全管理は館林市が行うこととされている。しかし、本館 1 階は、館林保健福祉事務所に供用され、動物愛護協会が使用しており、動物愛護協会も鍵を持っている。

よって、館林市の建物安全管理責任と保健福祉事務所、動物愛護協会の建物管理責任の関係が明確でない。

館林市との協定書、保健福祉事務所に対する公共財産供用通知書において建物管理責任を明確にしておく必要がある。

(意見 11)

所管課が、その管理責任を認識し適切な管理を実行するためにも、その実行計画及び実績を管財課に報告する体制整備を図ることが望まれる。

事例 3 利根沼田県民局清水町駐車場 所管課：利根沼田行政事務所

地積 4,534.00 m² 評価額 155,856 千円

(指摘事項 7)

「利根沼田県民局職員駐車場等管理運営指針」によると駐車場の利用者には、駐車承認証を交付するとともに、駐車場の使用者は「駐車承認証を自動車の正面から確認できる位置に掲示しなければならない」となっている。

しかし、現場往査時には、駐車している車には駐車承認証を掲示されていなかった。無許可利用者を排除する観点からも指針に基づき、駐車承認証を確認できる位置に掲示すべきである。(利根沼田県民局薄根町駐車場も同様)。

(3) 使用許可・貸付に係る事務手続について

規則第3章では管理について規定し、規則第42条では下記のとおり普通財産の貸付について記載されている。

群馬県公有財産事務取扱規則 (抜粋)

(普通財産の貸付け)

第42条

分掌者は、その分掌に係る普通財産を貸し付けようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に普通財産貸付申請書(別記様式第21号)及び関係書類を添えて決裁を受けなければならない。

- 一 公有財産台帳登載事項
- 二 貸し付けようとする理由
- 三 相手方の用途又は利用計画
- 四 貸付料及びその算定根拠
- 五 貸付料の納付の方法及び時期
- 六 貸付けの期間
- 七 相手方の住所及び氏名
- 八 予算額及び歳入科目
- 九 無償で、又は減額して貸し付けようとするときは、その理由及び根拠
- 十 貸付契約書案
- 十一 その他参考となる事項

上記規則への合規性に係る手続については、任意に6件の事例を対象としており、手続の結果は以下のとおりである。

事例1 西片貝県有地(群馬県薬剤師会館用地)所管課:健康福祉部薬務課

地積 1,322.59 m² 台帳評価額 102,773 千円

(概況)

昭和45年2月から、県衛生公害研究所(当時:岩神町)の建物の一部を薬剤師会に貸与させることが認められ、薬剤師会はそれまで薬剤師会館建設のために有していた現金10,000千円と石倉町の土地を県へ寄付した。そのため、県衛生公害研究所の

使用料は無償とした。

昭和 56 年 7 月、元前橋土木事務所敷地との交換により、前橋工業団地造成組合から現在の土地を取得し、県の補助事業により薬剤師会館（鉄筋 3F 建て）をその土地に新設することとなった。土地の使用料は、過去に寄付を受けていることや、県の依頼に協力的に貢献してくれる団体で公益性もあることから無償貸与に決定した。

昭和 58 年、同敷地に医薬品検査センターの新築（鉄骨 3F 建て）を承認その後、3 年ごとに「県有財産使用貸借契約」を締結・更新し、現在に至る。

以上の経緯から昭和 56 年以降に薬務課の所管財産となり、薬剤師会に無償貸与している状況である。

無償貸与については手続上の問題は検出されていないが、県の財政が厳しい現状や、寄付を受けて相当期間が経過していることなどを踏まえて、これを継続していくかどうかは検討中とのことである。なお、現行の契約は平成 23 年 3 月で期限となる。

（意見 12）

当該土地は社団法人群馬県薬剤師会（以下薬剤師会）から寄付を受けた土地と引き換えに貸与している土地であるが、薬剤師会でしか使用していないことから、薬剤師会に買い取りを依頼する方向で検討されたい。

薬剤師会は昭和 56 年から約 30 年間無償で利用しており、昭和 45 年に寄付を受けたことに対する見返りは十分に果たせたのではないか。

県の財政も厳しい中、今後も貸与していく状況となった場合には有償での貸与となるように検討されたい。

（4）所掌替え・分掌替え手続について

規則第 3 章では管理について規定し、規則第 26 条及び規則第 27 条では、下記のとおり記載されている。

群馬県公有財産事務取扱規則（抜粋）

（所掌替え）

第 26 条

部長は、所掌替えを受けようとするときは、公有財産所掌替依頼書（別記様式第八号）により、所掌替えを受けようとする公有財産に関する事務を所掌している部長に依頼しなければならない。

2 前項の規定による依頼を受けた部長は、当該依頼に係る公有財産の所掌替えをしようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により決裁を受けなければならない。

- 一 公有財産台帳登載事項
- 二 所掌替えをしようとする理由及び時期
- 三 用途又は利用計画

四 その他参考となる事項

3 前項の所掌替えをしようとする部長は、同項の規定による決裁を受けたときは、公有財産所掌替通知書（別記様式第 9 号）に次に掲げる書類を添えて当該所掌替えの依頼をした部長に送付することにより当該所掌替えを行うものとする。ただし、当該所掌替えの依頼をした部長が不要と認めた書類は、省略することができる。

- 一 関係図書
- 二 境界標等の条況を示す書類
- 三 電気、ガス、給排水その他設備の状況を示す書類
- 四 災害防止及び危険防止上の対策の状況を示す書類
- 五 不法占拠及び無断使用の状況を示す書類
- 六 法令に基づく措置の状況を示す書類
- 七 その他参考事項を示す書類

（分掌替え）

第 27 条

前条の規定は、分掌者が分掌替えをしようとする場合について準用する。

上記規則への法規性に係る手続については、任意に 6 件の事例を対象としており、手続の結果は以下のとおりである。

事例 1 湯桧曾川廃川敷地 所管課：県土整備部用地課

地積 136.70 m² 評価額 509 千円

（指摘事項 8）

道路整備にあたり、県が所有していた湯桧曾川の廃川敷地と道路用地とを水上町と交換して取得した土地であり、実際には廃川敷地ではないが、公有財産管理システムに登録されている。

交換する際には現地を確認できたと推察されるものの、現況は道路としてすでに使用されている土地であり、境界争いが発生しているわけではないが、現状公図でしか場所を把握できない。

すでに道路として使用している土地が廃川敷地として公有財産システムに登録されている。道路の所管は道路管理課であり用地課ではないため、本来は、道路として使用を開始した時点で、道路管理課へ分掌替すべきである。当該廃川敷地については、平成 22 年度中に分掌替を実施する予定であるとのことである。

（5）行政財産と普通財産の区分について

自治法第 238 条第 3 項において「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は

公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産をいう。」とされている。

また、規則第 30 条では「行政財産の用途の変更及び廃止」の規定があり、その中で次のとおり規定されている。

群馬県公有財産事務取扱規則（抜粋）

（行政財産の用途の変更及び廃止）

第 30 条

分掌者は、その分掌に係わる行政財産の用途を変更し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に關係図書を添えて決裁を受けなければならない。

- 一 公有財産台帳登載事項
- 二 用途を変更し、又は廃止しようとする理由及び時期
- 三 用途を変更した後の用途若しくは利用計画又は用途を廃止した後の措置
- 四 その他参考となる事項

国庫補助金により取得した建物について

事例 1 利根沼田県民局清水町駐車場倉庫 所管部署：総務部利根沼田行政事務所
建物 787.50 m² 評価額 77,551 千円

（概況）

利根沼田行政事務所が管理する清水町駐車場倉庫（旧沼田保健福祉事務所）は、昭和 52 年度に、保健所施設設備の国庫補助事業として国庫補助金を財源の一部として沼田市清水町に建設された建物で、沼田保健福祉事務所が平成 16 年 12 月に沼田市薄根町に建設された新合同庁舎に移転するまで保健福祉事務所として使用していた。新合同庁舎には、群馬県利根沼田県民局として利根沼田行政事務所、利根沼田保健福祉事務所を含め 7 つの地域機関と利根沼田パスポートセンターが設置されている。

新合同庁舎への移転に際し、旧沼田保健福祉事務所の利用方法について検討が行われたが、明確な方針が決定されることなく、保健福祉事務所等が所有する文書や物品の倉庫及び駐車場として利用することとし、所管は、利根沼田行政事務所（当時は沼田行政事務所）に移され、現在に至っている。

その後、保健福祉事務所が使用していた診察用機器や受付道具等を倉庫から撤去し、現在では、利根沼田県民局にある地域機関の倉庫として利用されており、具体的には利根沼田保健福祉事務所の書類の他、PCB が含まれている安定器・トランス、冬用タイヤ、地質調査の標本等が保管されている。

このような状況であるが、公有財産管理システム上の財産種別は行政財産として区分されている。

なお、当該建物は、国庫補助事業として建設されていることから用途変更により国

庫補助金の返還義務が生じる可能性もある。

(指摘事項 9)

A . 国庫補助金の返還義務については、国の判断であるが、用途変更の事務的問題以前に、補助金支給目的に合致した利用実態の有無が問われるものと考えられる。実態に即した対応を行うことが必要である。

なお、厚生労働省よりの下記の通知において国庫補助金で建設した建物の財産処分の扱いが記載されているので参考にされたい。

「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成 20 年 4 月 17 日付）厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」当該基準第 2 の 2「申請手続きの特例」の抜粋

次に掲げる財産処分であって厚生労働大臣等への報告があったものについては、厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとする

・「経過年数が、10 年以上である施設又は設備について行う財産処分」

B . 上記のとおり、財産区分は行政財産としているが、実態に対応して普通財産として区分すべきである。

(意見 13)

清水町駐車場倉庫（旧沼田保健福祉事務所）は、保健事業に供することを目的とする国庫補助事業の一環として建設された建物であるが、新合同庁舎への移転によりその目的は終了し、現在では特定の使用目的も決まらないまま 1 階部分を倉庫として便利に使用している状況にある。昭和 53 年の建設とはいえ堅牢な建物であり、取壊し予算の制約もあり、このままの状態でも利用することがベターとの判断があるものと思われるが、きわめて消極的な利用の状況にあると言える。

例えば、第 4.3.(2)事例 4 の利根沼田県民局薄根町駐車場について記載した通り、この建物を取壊すことにより駐車場を集約して薄根町の土地を別途有効活用する可能性が出てくる等の検討が、県有地利用検討委員会において、十分に行われることが望まれる。

その他の行政財産としての利用を行っていない財産について

(意見 14)

次の財産はすでに行政財産としての利用をしていない財産であり、今後行政財産として使用する可能性があることから行政財産として管理しているが、明確な利用予定もな

く漠然と将来の可能性があるとしているものであれば、処分も含め他の利用可能性を積極的に検討する必要から用途廃止し、普通財産とすべきである。

また、利用予定のない老朽化した建物については早期に解体撤去することが望まれる。

	名称 (補足)	所管課	種類	地積又は延べ床 面積(単位:㎡)	評価額 (単位:千円)	摘要
1	鳥瀨県有林事務所	西部環境森林事務所	土地	311.00	928	1
			建物	101.69	1,676	
2	榛名県有林作業舎	西部環境森林事務所	建物	78.82	1,547	2
3	大桁県有林造林小屋	富岡森林事務所	建物	9.72	86	3
4	稚蚕人工飼料センター(安中市)	農政部蚕糸園芸課	土地	102,298	662,076	4
			建物	418.05	23,239	
5	前橋警察署副署長公舎	警察本部前橋警察署	土地	370.24	26,197	5
			建物	83.63	1,378	
6	高崎警察署片岡公舎2号・3号	警察本部高崎警察署	土地	404.21	-	6
			公舎2号	60.75	956	
			公舎3号	63.90	1,053	
7	旧前橋東商業高校	教育委員会管理課	土地	39,505.00	1,136,716	7
			建物	9,364.00	597,538	
8	沼田警察署鎌田公舎	警察本部沼田警察署	建物	85.29	1,032	8
9	高崎合同庁舎2 (高崎財務事務所長公舎跡地)	西部行政事務所	土地	404.16	35,762	9
10	岩神11号公舎	総務部消防保安課	土地	404.08	17,713	10
			建物	96.50	883	

1. 榛名県有林の巡視員の拠点として事務所併用住宅の建設のため、昭和32年10月敷地を357.02㎡取得した。事務所建物は昭和32年に625千円で新築し、その後増築され現況床面積80.99㎡である。物置は昭和45年に建築した。平成12年所掌替え(県道整備のため)により46.02㎡減少し、現況311㎡となっている。平成15年4月1日巡視員の交代があったが、新巡視員が入居しなかったため未利用となった。しばらくは中継拠点、道具置場として利用していた模様だが、ほとんど未

利用であったことから平成 20 年 9 月に水道、11 月に電気を停止している。

2. 昭和 59 年 3 月農林大学校が林業の研修施設として軽量鉄骨造平屋を新築した。平成 3 年 11 月林務部から森林事務所へ所管替があった。さらに平成 13 年 3 月には緑化推進課へ所管替された。しかし、県有林内に所在する建物であるため再度森林事務所の所管となった。少なくとも 7 年間はまったく使用されていない。
3. 当該造林小屋は、大桁県有林で作業する際の作業者の休憩施設（食事、休憩、暖房）に利用されていた。現在では、交通手段の進歩、事業量の減少により利用はされていない。維持経費はかかっておらず修繕に経費も要していないことから、取り壊しはせず、休憩施設及び急な降雨、落雷等急激な気象変化時に一時退避する施設として利用できるように、今後も現状のまま維持していくとのことである。
4. 平成 19 年度まで全国農業協同組合連合会群馬県本部（以下：JA）に施設を賃貸し、JA が経営を行っていた。しかし、人工飼料の需要の減少（繭、生糸の価格が著しく下落したこと、及び養蚕農家の高齢化による蚕糸産業が縮小したこと）により、JA が経営から撤退、その後群馬県の直営となっている。なお、生産設備を見直した結果、高崎市金古町の工場に集約化し、安中市鷲宮の桑園の用途を廃止した。当該物件は既に行政目的では使用されておらず、売却を予定している。
5. 本公舎は、平成 22 年 4 月に空家となった。家屋は昭和 43 年建築の木造平屋であり、41 年経過し警察の戸建て公舎の中では 2 番目に古い。解体方針であり解体費の予算要求は平成 23 年度分として平成 22 年 8 月 23 日に起案されている。予算の承認時点で県有地利用検討委員会へ物件情報を提供し、家屋利用希望のないことを確認する予定である。
6. 高崎警察署 片岡公舎 2 号・3 号については、平成 22 年 4 月から空き家となった。2 棟とも解体を予定しており、予算要求は平成 23 年度分として平成 22 年 8 月 23 日に起案されている。予算が承認されれば、県有地利用検討委員会へ情報提供し他部署での利用希望を確認したうえで普通財産への用途廃止、売却を進める予定とのことである。
7. 第 4 . 3 . (1) 売却又は利用について継続検討 事例 14 参照
8. 第 4 . 5 . (4) 公舎等の取壊し予算について 事例 1 参照
9. 第 4 . 3 . (1) 売却又は利用について継続検討 事例 9 参照
10. 建物は昭和 47 年建築、昭和 57 年改築である。また、土地は、当該敷地内に駐車スペースがないため、近辺の公園の一部を前橋市から購入している。平成 10

年まで管財課が管理していたが、館林地区消防本部の職員が消防保安課に派遣されるにあたり当該職員用の住居を探していたところ、管財課所管の当該公舎に空きがあったことから消防保安課で利用することになったものである。平成 20 年 3 月 31 日までは利用していたが、その後北関東自動車道の整備により館林からの通勤が可能になったこと、老朽化してきたことから現在未利用となっている。現在、県有地利用検討委員会では民間への売却に向けて準備、検討中の物件とされていることから、平成 22 年度に建物を壊し、更地としたうえで平成 23 年度中に一般競争入札にかける予定となっている。

(6) 残高管理について

公有財産に関する調書と入手した公有財産管理システムの残高を照合したところ、次の差異が検出されている。

なお、公有財産に関する調書の地積及び延床面積は登記面積を基に計上されているが、公有財産システムの残高は実測面積を基に計上されている。これによる差異については、大きな差異のみ検証している。

次の から に記載した指摘事項等の再発を防止し、公有財産に関する調書の正確性を期するためには、「第 4.10 . 公有財産管理システムについて」に別途記載する、公有財産管理システムの運用に当たっての改善事項を参照されたい。

なお、公有財産に関する調書は、公有財産管理システムからデータを抽出したものであるため、公有財産管理システムに登録しないと、公有財産に関する調書に反映されないはずである。事例 1 は、包括外部監査人に提出された公有財産管理システムデータでは削除・修正されていたものの(提出時に削除修正したもの又は出力方法等により出力されなかったもの等)、公有財産に関する調書には誤った記載がなされていたものである。

「公有財産に関する調書」の修正漏れ

(指摘事項 10)

事例 1 . 行政財産 警察本部 館林警察署分福交番 延べ床面積 83.63 m²

平成 18 年度に廃止されたが、公有財産に関する調書の削除が漏れていた。

事例 2 . 行政財産 警察本部 前橋警察署住吉町交番 延べ床面積 45.00 m²

交番を建て替えて借受財産となったが、公有財産に関する調書の削除が漏れていた。

事例 3 . 普通財産 県土整備部 天引川廃川敷地 地積 2,341.18 m²

平成 16 年度に売却済みであるが、公有財産に関する調書の削除が漏れているものが 126.91 m²あった。

事例 4 . 普通財産 県土整備部 国道 353 号線廃道敷地 地積 60.68 m²

平成 19 年度に売却済みであるが、公有財産に関する調書の削除が漏れていた。

「公有財産に関する調書」の二重計上

(指摘事項 11)

事例 行政財産 健康福祉部 身体障害者リハビリテーションセンター 地積 66,366.21 m²

身体障害者リハビリテーションセンター再編用地は、普通財産に地積 34,624.00 m²が計上されているが、行政財産の 66,366.21 m²の中にも同面積が含まれており二重計上となっている。

上記身体障害者リハビリテーションセンター再編用地は、県有地利用検討委員会において売却又は利用について継続検討案件となっており、現在普通財産として登録されている。このため行政財産が 34,624.00 m²過大計上となっている。

当該物件は、平成 21 年度に基金から買い戻しを行っているが、平成 13 年度の公有財産管理システム稼動時にはすでに再編用地がシステム登録されていたことから、再度登録して二重計上となったものと推察される。

「公有財産に関する調書」の区分について

(指摘事項 12)

事例 1 行政財産(公用) 健康福祉部 大学学生用施設用地 2,976.63 m²

上記大学学生用施設用地は、県民健康科学大学の用地であり、上記以外の県民健康科学大学の用地は、行政財産(公共用)として 40,739.00 m²が計上されている。

行政財産(公用)と行政財産(公共用)の違いであるが、公用財産とは、地方公共団体がその事務又は事業を執行するため、自らが直接しようすることを目的とする財産で、庁舎、公用公舎等が該当する。公共用財産とは、住民の一般的共同利用に供することを本来の目的とする財産で、学校、公民館、図書館、病院、保育所、公園、道路等が該当する。

公用として計上されている土地は、今後同窓会館を建設するために取得した土地であるが、衛生環境研究所から引継ぎ時(平成 18 年 12 月 1 日)のまま「公用」となっている。公用財産は地方公共団体がその事務又は事業を執行するために自らが直接使用することを目的とする財産である。しかし、大学の同窓会館は、一般的には卒業生が使用する

る施設であることから、地方公共団体が直接使用するものではないため、公共用財産に計上すべきである。

3. 県有土地利用検討委員会の検討対象財産について

(1) 県有土地利用検討委員会の検討対象となっている未利用地・低利用地について

平成 22 年 5 月 14 日現在で県有土地利用検討委員会において検討されている物件 79 件（売却済み・貸し付けを除く）のうち、監査の対象としたのは 20 件であり、そのうち意見等の記載の対象となった案件は 16 件であり、その一覧は下記のとおりである。

売却中

事例	財産区分	財産名称	所在地	地積 (㎡)	時価 (千円)	台帳評価額 (千円)
事例 1	普通財産	岩神町県有地	前橋市岩神町 1 丁目 551-6	314.09	18,000	21,516
事例 2	普通財産	富士機械北 県有地	前橋市岩神町 3-1076-55 他 1 筆	589.25	27,800	32,408

民間への売却に向けて準備・検討中

事例	財産区分	財産名称	所在地	地積 (㎡)	時価 1 (千円)	台帳評価額 (千円)
事例 3	普通財産	新町県有地 1, 2	高崎市新町字戸崎 2330-40	18,537.8	648,823	1,121,535
事例 4	普通財産	元林業技術習 得のための実 習・研修用地	北群馬郡榛東村大 字新井字北原 2853-1	12,514.10	(3)	204,203
事例 5	事業外	元精神医療セ ンター院長公 舎跡地	高崎市浜尻町字村 前 47-3	1,983.47	104,132	1,500

売却又は利用について継続検討

事例	財産区分	財産名称	所在地	地積 (㎡)	時価 1 (千円)	台帳評価額 (千円)
事例 6	普通財産	東芝南県有地	前橋市元総社町芦 田 505-2 他 13 筆	14,125.32	847,519	2,350,100
事例 7	普通財産	高松町県有地 1	高崎市高松町 10-1 他 2 筆	2,053.21	334,646	1,806,824
	普通財産	高松町県有地 2	高崎市高松町 10-3 他 1 筆	1,848.89	300,444	628,622

事例 8	普通 財産	大渡町 2 丁目 県有地他	前橋市大渡町 2 丁目 1-11 他 3 筆	4,511.23	135,336	406,010
事例 9	行政 財産	高崎合同庁舎 2	高崎市上和田 101-6	404.16	(2)	35,762
事例 10	普通 財産	リハビリテー ションセンタ ー再編整備事 業用地	伊勢崎市波志江町 2840-1 他 38 筆	34,624.00	(3)	796,352
事例 11	普通 財産	元繭糸技術セ ンター	前橋市上大島町字 愛宕 25-172 他 14 筆	15,812.94	(3)	266,400
事例 12	普通 財産	旧高崎競馬場	高崎市岩押町 130-2 他 186 筆	72,405.90	6,607,038	6,198,219
事例 13	普通 財産	旧境町トレー ニングセンタ ー	伊勢崎市境上淵名 字戸代甲 652 他 111 筆	82,741.00	(3)	576,042
事例 14	普通 財産	元館林高等技 術専門校	館林市西高根 50-1 他 1 筆	13,406.14	636,791	522,705
事例 15	行政 財産	旧前橋東商業 高等学校	前橋市上大屋町 105	39,505.00	1,086,387	1,136,716
事例 16	行政 財産	片岡公舎 1 号	高崎市片岡町 1-8-16	321.96	24,951	18,673

なお、事例 16 の片岡公舎 1 号の個別意見については、次項「(2)」で合わせて記載している。

- 1：H21 路線価 ÷ 0.8 × 地積の計算式で算定している。
- 2：接続道路がないため路線価の把握できず。
- 3：倍率地域であり省略した。

個別案件の概要について以下に記載する。

**事例 1 岩神町県有地 所管課：総務課管財課
(概況)**

明治 28 年取得した。昭和 20 年から平成 6 年まで一般市民等に貸し付けており、一般市民に貸付を行った際に普通財産とした。その後平成 6 年から平成 10 年にかけて埋蔵文化財発掘調査事務用地、その後職員駐車場として利用していたが、平成 19 年から売却を開始し、現在随時売り払い中である。一部が道路として使用されている。

事例 2 富士機械北県有地 所管課：総務部管財課

(概況)

県庁周辺整備に伴う代替地又は将来的な県有施設整備事業用地(暫定的には当面駐車場として使用)として、平成5年に土地開発基金で営林局(農水省)から土地を取得した。

整備計画が確定するまで暫定的に駐車場(指定用途)で利用したが、県庁からも遠く、駐車場から自転車で通勤する必要があった。平成14年頃まで駐車場として利用していたが、他に駐車場が確保できたため、上記土地を売却することとした。現在は随時売払い中であり、その旨の看板がある。

平成22年当初に一般競争入札を実施したが、希望者がなかった。

当該土地の一部である実測面積45.08㎡の土地は、現在進入路として前橋市道として認定されており、道路法により前橋市が購入しない限り、群馬県の財産として残る可能性が高い。

(意見15)

事例1及び事例2ともに、売却予定地であるが、実質道路として使用されている部分については、売却後に県の土地として残ることが予想される。

このような土地については、件数及び金額等の把握が全庁的に出来ていない状況である。道路となっている土地についても、県有財産であるため、管理のための規定を策定し、これに基づいて特定の部局において一元的に管理・運用を行うべきであると考えらる。

事例3 新町県有地 所管課：総務部管財課

(概況)

当該土地は新町駅から500mであり広い面積であるため、当時検討していた県職員研修所、産業技術総合研究所、身体障害者スポーツ施設、県立の博物館及び学習センター等の県有施設整備事業用地(先行取得)として平成7年に土地開発基金により購入した。

当時予定していた職員研修所は建設せず、職員研修所は前橋市大渡町の公社ビルを使用している。また、身体障害者スポーツ施設は伊勢崎市(旧赤堀町)に建設し、その他の県立博物館及び学習センターの建設の予定はない。

現在は、芝生広場として総括管理されている。合併前は新町と、新町が高崎市に合併した後は高崎市と「県有地の管理に関する協定」を結んでおり、管理は「高崎市新町県有地管理規程」に基づき、現在高崎市が行っている。管理料は高崎市が負担し、利用料は無償としている。平成21年度末現在472,712千円のみ損となっている。

(意見16)

高崎市の管理する芝生広場として利用している実態があるが、より利活用を進める

べく県有地利用検討委員会の検討対象としており、その姿勢は評価されるべきであると思われる。しかし、平成 20 年度、平成 21 年度と継続検討案件として据え置かれており、議事録からは議論の内容が質量とも明確ではない。高崎市との協議を前提に、解決すべき論点を整理し、困難と思われる問題について検討を重ね結論を出すところに委員会の存在意義があるものと思われる。多額の含み損を抱える土地であり、処分を含む有効利活用に向けてのより一層の真摯な検討が行われ、その成果を適時に実行されることが望まれる。

事例 4 元林業技術習得のための実習・研修用地 所管課：環境森林部環境政策課 (概況)

昭和 43 年 2 月に群馬県林業試験場用地と併せ、試験場東方約 300m に位置する本物件（当時は民有地）を榛東村の協力を得て実習林として購入した。その後、前橋営林局に貸付けを行い、営林局が研修所を建設し利用、昭和 56 年 7 月には所有権を移転したが、営林局は平成 8 年 3 月に研修所を廃止し、平成 11 年までに当該土地の処分を検討していた。

しかし、平成 8 年 7 月に研修所周辺住民代表が研修所跡地の利活用について県に「県が買い戻し、林業振興施設として利活用して欲しい旨」の要望書を提出している。

その結果、県が 21 世紀に向けた森林・林業活性化拠点センターの建設用地として本物件を取得した。

計画では平成 11 年度に設計し、平成 12 年度には建物が建築されるはずであったが、予算不足により着工には至らなかった。平成 13 年 4 月 1 日からの 5 年間は、関東森林管理局（旧前橋営林局）との協議の上、林業技術習得のための実習・研修用地に用途変更し、林業活性化のため林業技術者や森林ボランティアの演習等による技術習得に使用したが、平成 18 年 4 月以降具体的用途が定まらないままである。

平成 20 年 5 月 19 日県有地利用検討委員会に報告したが、県庁内の他部署からの利用希望はないため、民間への売却に向けて準備検討中となっている。

(問題点)

現地を視察した結果、民間への売却に向けて障害となる点は次の 3 項目が挙げられる。

- A . 地形・形状そのものに問題がある。登記簿上は宅地 12,514.10 m²とあるが国からの購入時の不動産鑑定評価書にあるとおり、本来の宅地部分は 4,655.88 m²であり、残り 7,858.22 m²は山林となっている。しかも山林部分は急傾斜地であり、下の道路との高低差は 10m 近い。
- B . 山林内の 2 か所に古墳がある。買主が開発行為を行う場合には榛東村の教育委員会による試掘を要し、本格的な遺跡調査ともなれば期間、費用のリスクを負担することになる。

C. ろう梅の林が県有地内に入り込んでいる。個人所有の木でなく、区長を代表とした地域づくり事業として植林したものである。

(意見 17)

上記(問題点)の箇所で記載したとおり、本県有地の一部に規則第 42 条に準拠しない占有状況が認められる。

所管課は、常に所管する土地建物の状況を適切に把握していることが必要である。また、管財課等においては、所管課が適切な管理を行っていることを監視する体制整備が望まれる。なお、不法占有類似状況については早期に解消しておくべきと考える。

また、売却準備中であるが、売却方針は決定していることから現地に「県有地売り払い予定地」等の看板を建てることにより、県有財産及び売却物件であることを明示すべきである。

事例 5 元精神医療センター 公舎跡地 所管課 病院局精神医療センター

(概況)

県立高崎療養所が昭和 33 年 12 月 1 日に開設され、翌 34 年 4 月 22 日(所有権移転昭和 34 年 5 月 13 日)に職員公舎用地として群馬県が当該土地を購入し、公舎 5 棟を建設した。

その後、病院局では未利用となったため、昭和 57 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 31 日まで警察本部職員宿舎として群馬県知事に対して貸し付けていた。

平成 4 年 4 月以降警察本部においても未利用となったため公舎を取り壊して現在更地としている。

平成 19 年度の包括外部監査において売却処分を相当とする意見が表明され、これを受けて病院局の中で検討を行った結果、当該土地を処分することに決定した。

検討の結果民間への売却を進めることとし、そのために必要な土地の測量・隣接地との境界確定の作業を平成 20 年 12 月に業者に委託し、平成 22 年 3 月に境界が確定した。

(問題点)

当該土地は袋地であるため、現況として敷地内への進行は隣接の民有地を通らなければならないが、建築基準法上の道路に接していないことから、このままでは建物の建築は出来ない状況である。

(意見 18)

上記取り組みを行っているが現況の道路に面していないことから建物を建設することが出来ないため、当該土地単独での売却は困難である可能性が高い。

当該土地は建築基準法で定める 4m 又は 6m の出入口の道路さえ確保されれば相当な

利用価値の認められる土地であり、近隣の土地の買収或いは交換等により私設進入路の確保も検討に値するものとする。

売却を前提にした開発行為が県の立場ではできないのであれば、不動産開発業者の開発計画に依拠する等の方策も検討すべきものとする。

現在、北側及び南側の隣接地には貸家があるが、隣接地も含めて地権者と共同で土地開発を行うことも考えられる。

当該地区の開発等を検討している業者がいれば当該業者に当該土地が売り地であることを明示するため、現場に「県有地売り払い」等の看板を建てる必要があると思われる。

また、このような例外的な対応について、業務の効率性の考慮から病院局が単独で担当することが適切であるか疑問である。県の組織には住宅建設に係る建築住宅課、住宅団地の開発を手掛ける企業局等、土地建物についてのノウハウを持つ組織があり共有または所管替えが望まれる。

事例 6 東芝南県有地 所管課：総務部管財課

(概況)

当該土地は、新前橋駅から 700m、関越道からは 800m と交通の便が良く、前橋都市計画区域の市街化区域に位置し、今後発展する可能性がある土地であると判断されていた。

そこで、当時検討を行っていた県関係の公社、事業団等の総合ビル建設構想用地等の県有施設設備事業用地として、平成 5 年に土地開発基金で 2,350,100 千円 (14,125.32 m²) にて取得した。

しかし、当初使用する予定だった用途での使用が見込めなくなったため、県有地利用検討委員会において警察本部が交通機動隊訓練コース建設用地として検討したが、地域住民への騒音の問題から、当該決定を留保している。

現在一部を社会福祉総合センター駐車場として供用中であり、また一方では、売却又は利用について継続検討中である。

(問題点)

油槽所として利用していた時期があり、土地開発基金で取得するに際して、オランダの基準に基づいて土壤汚染の調査を実施しているが、現在の日本の基準を満たしているか否かは不明である。

(意見 19)

A. 売却するにしても利用するにしても、土壤汚染の影響調査は必須であり、早期の実施が望まれる。

B. 県有土地利用検討委員会では、平成 20 年度、平成 21 年度と継続検討案件として据え置かれているが、多額の含み損を抱える土地であり、処分を含む有効利活用に向けてのより一層の真摯な検討が行われ、その成果が適時に実行されることが望まれる。

事例 7 高松町県有地 1,2 所管課：総務部管財課

(概況)

当該用地は西部保健福祉事務所と近接しており、当該用地を取得することにより将来的に西部保健福祉事務所の拡充や駐車場等の利用が可能となるため、平成 6 年に将来的な県有施設整備事業用地として、土地開発基金で 1,866,365 千円 (2,120.87 m²) で取得した。

当面は、高崎保健所、シンフォニーホール等周辺県有施設の駐車場として利用する予定であった。その後、平成 13 年に当該地の隣接地を 628,622 千円 (1,848.89 m²) で追加取得している。

これは、既取得土地と新規取得土地を一体的に利用することで土地の有用性を向上させることができると判断したためである。

しかし、現在西部保健福祉事務所の拡充は実施されておらず、依然として駐車場として利用している。

さらに、平成 19 年 4 月 1 日の高崎市の建築条例施行により、当該土地は高崎城址地区となった。これにより、建築物の用途制限を受けるものに加え、住宅、店舗、ホテル、工場等を建築することができず用途が制限されてしまい、今後の処分可能性も低くなる。

また、高崎市が平成 23 年 4 月 1 日付で中核市に移行するため、従来県の業務であった保健所機能が高崎市に移管される。これにより高崎市分の保健所機能がなくなる(安中市等に対する保健所機能および福祉機能は残る)ため、福祉事務所の移転が必要かどうかも含めて検討する必要がある。

(問題点)

平成 19 年 4 月 1 日の高崎市の建築条例施行により、当該土地は高崎城址地区として指定されている。これにより、建築物の用途制限を受けるものに加え、住宅、店舗、ホテル、工場等を建築することができず、用途が制限され、今後の処分可能性は低下している。

(指摘事項 13)

上記(問題点)に記載されているとおり、平成 19 年に高崎市の建築条例施行により、高崎城址地区は建築物の制限を受けることになったが、県は当該事実を認識していなかった。

当該土地は、県有土地利用検討委員会において「利用又は売却について継続検討中」の土地であり、当該条例施行により売却が著しく困難となった。

この土地だけでなく県有土地利用検討委員会で検討されている土地で金額的重要性も高い売却予定土地については、注意を徹底する必要がある。

(意見 20)

多額の含み損を抱えた土地であるが、このような状況から、県有土地利用検討委員会においても活発な議論が見られないまま継続検討案件となっている。

今後の方向性としては、周辺環境との調和による利用可能性を図る以外に利活用の可能性はなく、高崎市が中核市となることから、高崎市への権限移譲等の施策、近接する西部保健福祉事務所移転後の一体的利用等との関係の中で、高崎市とのより一層の密なる情報交換を行い、有効活用を検討されることが望まれる。

事例 8 大渡町 2 丁目県有地 所管課：総務部管財課

(概況)

本物件は、前橋法務合同庁舎（検察庁等の庁舎）の移転用地として提供を求められている産業会館敷地を更地とするため、産業会館の移転先用地を取得したものである。

しかし、平成 10 年頃には産業会館は当該土地ではなく従来から駐車場として使用していた隣接の県有地へ中小企業会館として新築移転してしまった。

その後、産業会館敷地等の県有地は旧合同庁舎敷地の国有地と交換され、当初計画どおり合同庁舎が建設されている。

この結果、当該土地は、産業会館移転用地としては不要となり、基金内に長期滞留する間に、近くにある公社総合ビル入居者用駐車場として群馬県企業局に賃貸されることとなった。

(指摘事項 14)

県企業局で賃借スペース以外の植栽の手入れを県企業局の負担としているが、何故県企業局が負担するのか明確でない。

市町村との賃貸関係はこのようなバーター取引がかなり見受けられるが、その分だけ賃借料に影響すべきであり、このような無償の役務提供と賃貸を簿外で相殺するような取引は本来の価格が不透明となり望ましくない。

(意見 21)

現状では、県企業局に賃貸していない植栽スペースについて、植栽の必要性及び管理予算（企業局負担）、処分後の利活用有効面積の増加を再検討することが望まれる。

このような駐車場としての利用状態にある土地を暫定利用地として、県有地利用検討委員会の検討対象とすることは有意義であると思われる。

県企業局との賃貸借契約の更新に当たっては、買い取りの意思を確認し、意思なしであれば契約を解除し、売却方針を明確にすべきである。

事例 9 高崎合同庁舎 2 所管課：西部県民局西部行政事務所

(概況)

高崎財務事務所長公舎跡地は、昭和 25 年に取得した土地である。

昭和 61 年に公舎を解体（現状、更地）し駐車場に用途変更（ただし駐車場としては利用されず）した。

その後、周辺住民が草刈管理をすることと引き換えに無料で駐車場等として利用させる状況が続いた。

平成 12 年に処分を目的に、周辺住民の利用を禁止し、草刈管理は県が実施した。

平成 13 年度に管財課が土地の境界確定を試みるも、相続等により権利関係が複雑であることから境界確定は困難であると判断。

土地の処分を断念し以降行政財産として管理している。

現況は私道の突き当たりにある無道路地であり、建築基準法第 43 条で「建築物の敷地は、道路に 2m 以上接しなければならない」とする規定から建物が建てられない環境にある。該当する土地のみを売却することは非常に難しい状況にあり継続検討とされている。

(意見 22)

売り払い方針に基づき手続を進めるも断念した経緯から、継続検討案件とされており、検討課題を整理して地道に検討を進めることでやむをえないものとする。

高崎市の区画整理等に合わせて長期にそのチャンスを待つこともひとつの方法であり、その間、駐車場としての利活用等も検討すべきであるとする。

接地道路が私道であることについては、当該私道が周辺住民など 16 名の共有持分として利用されていることを考えると、県が私道の共有持分に加わることによって、当該私道を支障なく利用できる立場になれるのであれば駐車場等の利用の場合の道路の問題は解決するのではないかとと思われる。

或いは、隣接地が売りに出されていることから、現地に「県有地売り払い」などの看板を建てることにより売り地である旨を明示し、周辺の土地と合わせて開発できる環境作りも検討の余地あるものとする。

事例 10 県立身体障害者リハビリテーションセンター

所管課 健康福祉部障害政策課

(概況)

県立身体障害者リハビリテーションセンターは、昭和 50 年から重度障害者授産施設、身体障害者療養施設、附属診療所、重度身体障害者更生援護施設と順次開設し、昭和 53 年には 4 施設の複合的施設として現体制が出来上がった。

その後、平成 5 年度に施設の機能拡充の一環として、リハビリ公園等の整備用地として隣接地の取得を決定し、平成 10 年に群馬県土地開発公社が土地を先行取得した。平成 15 年には、群馬県土地開発基金が群馬県土地開発公社から当該土地を買い戻している。

平成 12 年時点では、県立リハビリテーションセンター再編整備スケジュール案が作成され、平成 13 年度には再編に向けた基本的考え方のとりまとめが行われている。

これによれば平成 18 年度から平成 22 年度には第 1 期整備として、重度更生施設棟建設、重度授産施設棟建設、療養施設棟建設が行われる予定であった。

しかし、平成 15 年度の利用者自らサービスを選択し、事業者と直接契約できる支援費制度の導入及び平成 18 年度の身体・知的・精神の障害種別にかかわらず福祉サービスを利用できる障害者自立支援法が施行され、身体障害者に対するサービスのあり方も変化し、多様化してきている。

そのような状況下において、経済状況の悪化も伴い、再編整備は実施されておらず、県有地利用検討委員会において、当該土地に関しては、売却又は利用について継続検討案件となっている。

(意見 23)

当該土地は平成 10 年に購入し、その後 10 年以上も経過しているにもかかわらず、そばやブルーベリーの栽培、駐車場として使用してはいるものの一部の土地以外は雑草地となっており、その有効活用が課題となっている。

当初の施設設計画は、その後の障害者の自立支援の方針への転換及び当該施設建設に多額の建設費用が必要となることから現在では棚上げ状態となっている。

売却する場合の懸念事項は、下記のとおりである。

- A . 市街化調整区域であるため、原則的には開発ができないこと
- B . 民有地買収時に、譲渡所得への課税につき土地収用法を根拠として特例措置が適用されているため、用途変更した場合には、税務署の特例措置が適用されず、その追徴分を県が負担する必要性が出てくるとの懸念もあること
- C . 当該用地は、県教育委員会の資料において埋蔵文化財包蔵地となっているため、購入者が開発する場合に多額の調査費用(モデルケース 21,000 m²で 12 か月の作業 185 百万円)がかかることが予想されること

現在、県有地利用検討委員会において売却又は利用についての継続検討案件とされているが、より実効可能性のある判断を行う必要があるものと思料する。

(概況)

昭和 12 年に群馬県繭検定所規程が公布され、高品質繭（ブランド繭）の安定的生産と繭の円滑な流通体制の確立に資することを目的に繭糸技術センターが前橋市天川町に設立された。

昭和 51 年に現在地（前橋市上大島町）に新庁舎移転した。

平成 10 年に蚕糸業法が廃止され繭検定は任意となり、繭の関税の廃止に伴う国内生産量の減少に伴い、平成 18 年 6 月に用途廃止となる。

平成 18 年 12 月に群馬県教育委員会文化財保護課から、旧前橋工業高校校舎に保存していた県埋蔵物文化財出土遺物及び図書（文化財報告書）収蔵について、供用の依頼があり、以降埋蔵品の保管場所として利用している。

(意見 24)

当該案件は、県有地有効利用の観点から未利用施設を管理する農政部農政課と埋蔵文化財の永続的保管場所が必要である教育委員会文化財保護課が調整して一時的ではあるが、農政部の供用手続により未利用建物の有効利用が図れている事例である。しかし、すでに保管スペースが限界となり独自に収納用倉庫を建設する計画が進んでいることを踏まえ、改めて全庁的な立場で検討すべき事例と言える。

埋蔵文化財は、今後の研究の深化により新しい発見につながる可能性があることから倉庫に保管されており、その倉庫の入出庫頻度は少なく、交通の利便性よりも長期安定的に相当量を安価に保管できることが必要とされている。

旧繭糸技術センターは、前橋市の前橋大島駅から 600m 程度の距離にあり、近隣は住宅地となっている。このような土地を上記の保管スペースとして利用することの可否について検討すべきである。県有地利用検討委員会の目的は、未利用地・低利用地の有効活用にあるが、第 4.1.(2) 県有地利用検討委員会のあり方に記載したように、公有財産の最適活用を目指して検討されることが望まれる。

事例 12 旧高崎競馬場 所管課：農政部農政課

(概況)

旧高崎競馬場は高崎市岩押町にあり、高崎駅東口から約 1km、徒歩約 15 分のところにある。面積は約 10.8ha であり、公有地約 64%（群馬県約 55%、高崎市約 2%、群馬県・高崎市共有地約 7%）であり、私有地が約 36%（地権者 38 名）である。

ただし、土地の境界が未確定であり、各所有地が未整形の状態で見合っている。

大正 8 年から競馬場を行っており、途中で拡張した。境界があいまいとなっているのは、馬が走るのに杭を打つことができないためであったとされており、私有地は登記上の面積で借りている。

高崎競馬場を平成 16 年に廃止したことに伴い、競馬場の施設（土地及び建物）については、関係者の理解を得て、跡地の利用方針等が決まるまでの当面の間（平成

17年から)中央競馬及び地方競馬の場外馬券発売所として、日本中央競馬会(以下JRA)及び(株)日本レーシングサービス(以下NRS)に貸し付けることで、基本的に合意した。当初3年間の予定であったが(ただし、契約は1年ごとに締結)、第2期として、平成20年から平成22年度の3年間の延長を行っている。

()高崎競馬場跡地利活用有識者検討委員会の検討状況

県有地利活用検討委員会において、売却又は利用について継続検討案件とされているが、当該物件の重要性に鑑み、「高崎競馬場跡地利活用有識者検討委員会」(以下「高崎競馬場跡地検討委員会」という。)を設置し、第1回高崎競馬場跡地検討委員会が平成21年3月25日に開催され、以後平成22年3月26日までに6回開催され、平成22年6月に「高崎競馬場跡地利活用有識者検討委員会とりまとめ」が提出されている。

これによれば、平成20年度に基礎調査を実施し、県民意向のアンケート調査を行い、高崎競馬場跡地検討委員会を設置し、平成21年度に検討した報告書を平成22年度初めに提出した。また、平成22年度には、導入機能の実現可能性調査を実施し、利活用案の作成を行う予定とされている。

高崎競馬場跡地検討委員会では、以下5つの論点が抽出されている。

跡地利活用の基本的方向性について

高崎駅東口に近い10.8haという広大な土地であり、場外馬券発売場という現状の利用がベストとは考えられない。将来の県・市の発展に役立つ活用を図ることが求められる。長期的な視点に立ち、広大な面積を考えると複数の機能を整備し、段階的に整備していくことも必要であると考えられる。

導入機能候補について

導入機能については、長期的な視点に立ち、将来の県・市の発展に有効なものを検討していく必要がある。主な候補としては、地域の高い拠点性を活かして県内外から集客を図れる機能としてコンベンション機能、県・市特有の歴史文化を踏まえたものとして芸術文化機能などが考えられる。(具体的な候補として、コンベンション、文化ホール、都市公園+文化的複合施設、教育・学術機能の集約、サッカースタジアムなど9つを例示)

なお、導入機能の選定に当たっては、当該機能の実現可能性をしっかりと調査し、将来の負担にならないよう十分な検討が必要である。

現状も含めた暫定的な利用について

場外馬券発売所としてJRA、NRSに貸し付けることは、現状の経済状況等を考えると、10.8haの広大な土地を一括して借り受けてくれるところはあまりなく、地権者、県・市にも賃貸収入があることから暫定的利用としては現実的な選択としてや

むをえないと考えられる。但し、暫定利用として場外馬券発売を継続するとしても、跡地への関心を喚起する必要がある。

場外馬券発売所の取扱いについて

場外馬券発売所については、運営者も跡地での継続を希望しており、地権者、県・市にも賃貸収入があることから、活用策が決まるまでの間の暫定利用として継続することはやむをえない。但し、跡地は将来の県・市の交流拠点として公共的な活用が期待される場所であり、活用策が決定した段階では廃止することが望ましいと考える。

土地の整理について

立地条件がよく、大規模な土地はなかなか見当たらない非常に貴重な土地であり、できるだけ細分化せず、一体的に活用することが望ましい。

() 今後の検討内容、議論の方針、最終報告時期について

平成 22 年度において、導入機能の実現可能性調査を実施し、関係者等との意見交換を行う予定である。この実現可能性調査の結果を高崎競馬場跡地検討委員会にて評価し、利活用方針案を作成していく。平成 23 年度以降は、案ではなく具体的な方針として絞っていく予定である。

() 「高崎競馬場跡地利活用有識者検討委員会とりまとめ（平成 22 年 6 月）」の結果を受けた今後の実行計画について

県では、高崎競馬場跡地検討委員会からの「県民・市民が気軽に訪れることができる機会づくりが必要」との意見を受け、高崎市と共催で、平成 22 年 10 月 23 日に「行ってみよう！高崎競馬場跡地」のイベントを開催している。また、平成 23 年度でも開催することを検討している。

(意見 25)

A . 県有地の総合利用政策の観点について

旧高崎競馬場の跡地利用については、県有地の総合利用政策の観点からその利用を考える必要がある。「まず跡地ありき」で「跡地をどうするか」という観点のみだと費用対効果からマイナスになる虞がある。今後の対応策については地域政策課が担当していることから、全庁的な視野での検討が行われているものと考え、現在有効利用されている土地も含め、県にとって将来的に何が必要かという総合的な県土整備構想のもとでの検討が望まれる。

B . 暫定利用期間の検討事項

高崎競馬場跡地検討委員会を中心に有効活用のための議論が行われているも、短期的に結論を出せる状況にないことを前提に議論されており、暫定利用の状況がしばらく継続することもやむをえないものと考え、暫定利用期間の有効かつ安全な利用に向けて次の事項を検討することが必要と考える。

ア．JRA との権利関係について

駐車場として JRA に賃貸している敷地を住民が公園として使用していることについて、JRA にとって必ずしもマイナスになるわけではなく合意事項であるとしているが合意文書はなく、事故が起こった場合ときの責任関係があいまいになる恐れがある。住民が自由に公園として使用することについて、JRA と文書にて合意しておくことが望まれる。

イ．公園としての機能について

現在、旧高崎競馬場跡地公園として地域住民に開放している。北側の正面入り口以外の 3 か所の出入り口は、公園の案内版と開放時間を掲げ、金属製の大扉の一部にある畳一枚ほどの小扉は、開放時間帯には開いた状態にしている。しかし、金属製の大扉は通常では閉じられており、外観は進入禁止の閉鎖された空間であるかの錯覚を与えてしまう恐れがある。競馬場跡地利活用の認知度を向上させるべくイベントを開催しているが、県及び高崎市の主催による年に一度のイベントに加えて、NPO その他の開催する地元のイベント会場としての利用促進を図る等、更に入りやすい環境を整えること望まれる。

ウ．民有地の借受け地代について

現在は、36%の民有地を県が借り受け JRA 他に賃貸しているが、民有地の借受け単価と同額で賃貸している。このことで、県には実質負担がない状況と考えているが、更地を借り受け、場外馬券売り場の駐車場としての環境を整え、公園としてのトラックの整備を行う費用及び転貸事務の間接費用等も県が負担している状況にあり、これらを考慮した地代の検討が行われるべきものとする。

エ．境界問題について

民有地の境界問題は、高崎競馬場跡地検討委員会においては、既成事実として認識したうえで議論が行われているが、規則第 24 条第 1 項第 3 号境界標その他標識の設置の有無及び設定状況の適否及び第 5 号現況と諸台帳、図面等との符号の適否について、現状その実行が不可能な状況にあることを分掌者は所掌者である部長に報告し、承認を得る等の手続が行われるべきである。

事例 13 旧境町トレーニングセンター 所管課：農政部農政課

(概況)

高崎競馬場に所属していた調教師の一部から S 社を設立し、旧境町トレーニングセンターの土地、施設を利用して、競走馬の育成事業を行いたい旨の要望がなされ、県では平成 17 年 9 月から地権者の承認を得て S 社に土地及び建物の一部を貸与してきている。

S 社に旧境町トレーニングセンターの土地及び建物を貸与することは、高崎競馬に所属していた調教師・厩務員等の生活支援の一環であり、民有地の全てを県が一括して借り受け、県・高崎市共有地等の土地及び既存の建物等を併せて、同社が必要とする部分を同社に貸し付けることで、県、高崎市及び関係者が合意したものである。土地の貸付料は民有地の借受け単価と同額である。

当該土地は、県有地(4,050 m²)、県と高崎市の共有地(旧競馬組合の土地)(78,691 m²)及び民有地(174,634 m²)からなっており、6割強が民有地で地権者は80名ほどである。

S 社に貸与する部分か否かに関わらず、県が旧境町トレーニングセンター全ての地権者から民有地を借り受け、地権者側が同社の運営を認める条件であり、地権者の一部のみからの借受けや県が介在しない同社との直接契約では地権者側の了解を得られなかったものである。

その結果、高崎競馬廃止当時に、高崎競馬全体(旧高崎競馬場と旧境町トレーニングセンター)の今後の財産の維持管理に係わる収支について黒字を見込む中で、高崎競馬全体の生活再建支援策として、県及び高崎市において意思決定されたものである。

県と高崎市との間では、「高崎競馬の廃止及び群馬県競馬組合の解散に伴う覚書」が平成 17 年 3 月 31 日に締結されており、利活用又は処分については、県及び高崎市とで引き続き検討及び協議し、収益及び費用は群馬県：高崎市=12.5:3.5の割合で負担するとしている。

(意見 26)

上記の経緯からこの状況を変えることが容易ではないこと、旧高崎競馬場収入費用と一体でとらえ全体として収入超過となっていることもあり、県有地利用検討委員会の議事録からは、活発な議論が行われなまま継続検討案件とされているように伺える。県有地利用検討委員会の対象案件として問題点を整理したうえで、困難な課題の対応方針についてしかるべき承認が行われることが望まれる。

問題点或いは検討課題としては次の事項等が考えられる。

- A. 現状 60,772 千円で地権者から借受け、52,091 千円で S 社に貸与しているため、県の負担が発生している状況にある。

- B . これは群馬県が高崎競馬全体で採算を考えていること及び所属していた調教師・厩務員等の生活支援の一環であることを理由とするものであるが、旧高崎競馬場は高崎競馬場跡地利活用有識者検討委員会により利活用が検討されているが、当該案件はその検討対象外であり、両案件の今後の利活用については、より両案件は切り離れた議論となっており、全体で採算を判断する当初の前提が変わってきていると考えられる。
- C . A の県の負担の主な原因は、県が地権者から一括で借り受けている民有地（174,634 m²）には、現在使用されていない建物（旧高崎場外馬券売り場（約 5,000 m²）及び宿舎（約 10,000 m²））の一部が未利用のまま現存しており、今後の使用見込みもないことである。未利用地の地代相当額は 5,220 千円程度と見込まれる。
- D . 上記未利用の建物の取壊し費用の予算措置問題。 とは矛盾するが一体での採算の範囲で考える立場であればその範囲で行うことも主張され検討の対象となるものと思われる。
- E . 平成 21 年 4 月の契約の民有地の借受単価（348 円/m²）は前年度と同一としているが、地価の下落を反映することの交渉も行うべきではないか。
- F . S 社への貸付の前提が崩れた場合の対応について、全体としての再開発が考えられるとする場合の検討課題は何か。

事例 14 元館林高等技術専門学校 所管課：産業経済部職業能力開発課

（概況）

元館林高等技術専門学校は、平成 11 年 3 月に閉校した後、建物・敷地は低利用となっている。その後館林市と「元群馬県立館林高等技術専門校の管理に関する協定書」（以下、「協定書」という）を締結し、平成 15 年 4 月 1 日より 1 年更新で管理を館林市に委託している。

その後、総務部長は平成 18 年 7 月から本館 1 階及びその外部を、館林保健福祉事務所が犬猫等譲渡手続き及び動物愛護推進事業を行うため「公有財産供用通知書」で供用を承認している。館林保健福祉事務所は当該業務を動物愛護協会に委託して施設を使用させている。

（意見 27）

元館林高等技術専門学校は、平成 11 年 3 月閉校した後、10 年以上が経過している。現状は、県有地利活用検討委員会において、売却または利用について継続検討という状況にある。長期間低利用地となっているが、早期に全庁的視点での検討を進めることが望まれる。

事例 15 旧前橋東商業高等学校 所管課：教育委員会 前橋商業高等学校

(概況)

昭和 25 年 3 月 30 日に大胡中学校に前橋商業高校大胡分校(定時制過程)の設置が認可された。昭和 40 年 4 月 1 日に前橋商業高校大胡分校独立により、前橋東商業高校となる。

平成 19 年 4 月 1 日に前橋商業高等学校との統合により募集停止となり、平成 21 年 3 月 31 日に廃校となる。

現在は、土地及び建物を前橋商業高校が所管して管理を行っているが、特に有効利用はしていない。

(意見 28)

昭和 47 年から昭和 60 年に建築された建物が多く、まだ十分使用可能な状態である。体育館は平成 2 年、トレーニングセンターは平成 13 年とさらに新しく、現状で利用できる状態にある。セミナーハウス(宿泊施設)は、昭和 45 年建築と若干古いため改装が必要であるが、利用できない状態ではない。

このように比較的新しく設備も体育館、4 面のテニスコート、弓道場、宿泊施設、グラウンドが整備・充実していることから、現状での部活動の合宿やサークル活動等での利用も検討できるのではないかと考えられる。

現在、県有地利用検討委員会では、売却又は利用について継続検討案件とされており、今後も学校の統廃合によりこのような案件は発生する可能性があることから、県全体としての廃校の有効活用が望まれる。

(2) 県有地利用検討委員会の検討対象となっていない未利用地・低利用地について

当委員会の目的は、各部局の未利用地低利用の土地建物を有効利用の促進を図ることである。

しかし、対象となる物件は各部局の判断で管財課に検討を依頼しているため全庁的な観点から網羅的に検討されているわけではない。

例えば、高崎警察署 片岡公舎、前橋警察署 副署長公舎は、平成 22 年 4 月から空き家となっており、現在その土地は未利用となっている。

これらの土地については、今後平成 23 年度において公舎解体の予算申請を行い承認されれば、県有地利用検討委員会へ未利用地としての申請を行う予定である。

農林大学校実習水田は、同校が未利用のため「JA はぐくみ」に賃貸しており未利用となっていないことから、県有地利用検討委員会への報告はなされていない。

しかし「JA はぐくみ」との賃貸契約が平成 25 年 3 月までであり、それ以降の当該土地の方向性(引き続き賃貸するか、売却をするか、県で利用するか)については未定である。

利根沼田県民局薄根町駐車場は、清水町駐車場を整備すれば、当該駐車場は売却可能となる。

(意見 29)

以上の土地については、未利用になり更地にしてから県有地利用検討委員会で検討を行う予定であるが、更地にしてから検討を行うのではなく、未利用になる可能性がある時点で今後の方向性について事前に検討することが望ましい。

そのためには行政財産、普通財産ともにその利用状況を全庁的に把握する仕組みが必要である。

上記の物件の詳細は次のとおりである。

事例	財産区分	財産名称	所在地	地積 (㎡)	評価額 (千円)
事例 1	行政財産	高崎警察署片岡公舎	高崎市片岡町 1-8-16、 片岡町 2-22-20	321.96 404.91	18,673 22,504
事例 2	普通財産	農林大学校実習水田	高崎市保渡田町 296	18,443	196,823
事例 3	行政財産	前橋警察署副署長公舎	前橋市大友町 2-2-8	370.24	26,197
事例 4	普通財産	利根沼田県民局薄根町 駐車場	沼田市薄根町 4069-2	1,971.95	84,052

(注) 事例 1 の片岡公舎については、土地台帳評価額が 0 円となっているため、便宜上、土地を交換に供した土地の簿価を記載した。(第 4.10. 公有財産管理システムについて 参照)

事例 1 高崎警察署 片岡公舎 所管課：警察本部 高崎警察署

(現況)

片岡公舎 1 号の建物はすでに解体され、更地の敷地のみの現況であった。また片岡公舎 2 号・3 号の 2 棟が片岡公舎 2 号の敷地上にあった。したがって、公有財産管理システム上、土地は公舎 1 号・公舎 2 号の 2 か所となり、建物は公舎 2 号の土地に公舎 2 号・3 号の 2 棟となっている。

片岡公舎 1 号については、高崎市の土地を借り受けて昭和 36 年に新築した。

平成 18 年 3 月 30 日高崎市との交換により敷地も所有することとなった。建物の老朽化が激しいため、平成 21 年度中には県有地利用検討委員会へ情報提供したが結果として平成 21 年 11 月に建物は取り壊した。

片岡公舎 2 号・3 号は、2 棟とも築 30 年以上であり、平成 22 年 4 月から空き家となっている。2 棟とも解体を予定し、予算要求は、平成 23 年度分として平成 22 年 8 月 23 日に起案されている。

予算が承認されれば、県有地利用検討委員会へ情報提供し他部署での利用希望を確認したうえで希望がなければ普通財産への用途廃止、売却を進める予定とのことである。

(意見 30)

解体予算が承認されれば、県有地利用検討委員会へ情報提供し他部署での利用希望を確認するとのことであり、よって解体予算が承認されなければ県有地利用検討委員会へは報告が行われないことになる。

解体方針が決定された時点で、県有地利用検討委員会へ報告し、全庁的に検討対象とすべきである。

なお、公舎の行政財産の用途廃止の場合、総務部長決裁を要し、これには「用途を廃止した後の措置」を記載した文書を添付しなければならない。(規則第 30 条)。

それについては、解体方針が決定された時点で、「県有地利用検討委員会の検討対象とし、今後の方針を検討する。」という用途廃止後の措置を添付文書にまとめることにより対応できるものとする。

事例 2 農林大学校実習水田 所管課：農政部 農林大学校

(概況)

農林大学校の実習用水田は、昭和 62 年の取得以降、その取得目的に沿って同校生徒の水田実習用の用地として使用されてきたが、平成 20 年 3 月、同校の学科・コース再編によりその使用を終了した。

その使用を終了するに当たっては、同校内及び農政部内で再利用の検討がなされた。

しかし、学内で水田として維持した場合には、下記の問題点があることから水田としての維持管理は困難との結論に達した。

- ・ 水田作経営の大規模化が進展する中で、2ha 弱の農場実習では、教育効果が期待薄であること(大規模法人や JA 等での研修実施により対応可能)
- ・ 実習用水田が、学校から約 4 km 離れており、学生及び作業機械の輸送に時間と労力がかかること
- ・ 実習に使用する機械の老朽化が進んでおり、これらの更新に約 1 千万円の備品購入費を要すること
- ・ 実習にかかわる準備やほ場管理における労力がかかり、専属の臨時職員等を継続雇用する必要があること

また、他の用途による使用或いは他の農政部内での利用の検討によっても有効な活用方法は見出せなかったが、再度水田実習を行う可能性も考慮し、以前から本水田等を水稻箱苗の展開用地として活用要望が出ている地元の農業協同組合(JA)に貸し付けることとなった。

(意見 31)

現在、JAに賃貸しているため、未利用地として県有地利用検討委員会への報告は行われておらず、全庁的な再利用、或いは売却等の検討がなされていない。

また、貸付料は、合理的な算定根拠に基づいてはいるものの、面積、取得価額等に比して著しく低額であり、このまま賃貸を続けるのであれば、より有利な価格での売却を図る方が県の財政にとってもプラスである。

現在において本来の取得目的とは違う使用がされていることから、県有地利用検討委員会において全庁的な観点からJAに対する貸付契約期間が満了する平成25年4月以降の利用の検討、或いは売却の検討を行うことが望まれる。

事例 3 前橋警察署副署長公舎 所管課：警察本部 前橋警察署

(概況)

本公舎は、平成22年4月に空家となった。家屋は昭和43年建築の木造平屋であり、41年経過し警察の戸建て公舎の中では2番目に古い。解体方針であり平成23年度に解体費の予算要求がされている。

解体費予算の承認時点で一度、県有地検討委員会へ物件情報を提供し、家屋利用希望のないことを確認する予定である。

現在の管理は、会計課が見廻り、庭の除草などを担当している。門扉・塀はあるが万全ではないため、不審者の侵入などのリスクはある。

利用継続するならば3年以内には老朽化対策が必要であるため、基本的には取り壊し方針である。また、別途の新築も予定していない。

(意見 32)

この事例も事例1と同様に解体費予算が承認されれば、県有地利用検討委員会へ報告が行われることになるが、同委員会への報告時点は、解体費の予算承認時ではなく、解体方針の決定時であるべきと考える。(事例1意見参照。)

事例 4 利根沼田県民局薄根駐車場 所管課：総務部 利根沼田行政事務所

(概況)

利根沼田県民局薄根町駐車場は1,971.95㎡であり、68台分の駐車スペースが確保されているが、使用許可を出しているのは48台である。

一方で薄根町駐車場とは別に清水町駐車場があり、当該駐車場は4,534.00㎡であり、立地としては薄根町駐車場よりは清水町駐車場の方が、利根沼田県民局には近い。

(清水町駐車場については、第4.2.(5) 事例1利根沼田県民局清水町駐車場倉庫参照)

(意見 33)

清水駐車場の建物の実測面積は、787.50 m²である。

1台あたりの要駐車スペースを 12.5 m² (= 横 2.5m×縦 5m) と仮定すれば、12.5 m² × 48 台 = 600 m² であり、当該建物を取り壊すことにより、必要となる道路部分を考慮しても、現在薄根町駐車場の利用台数に相当する駐車スペースはほぼ確保できるものと見込まれる。

薄根町駐車場に駐車している車を清水駐車場に移動できた場合、薄根町駐車場は未利用となり、県有地利用検討委員会において県有財産の有効活用の検討を行うことも可能となる。

4. 群馬県公共施設のあり方検討委員会の報告対象施設について

(1) 監査の対象施設

当監査における公共施設のあり方検討委員会(平成20年3月設置)の「公共施設のあり方に関する中間報告(平成20年10月17日)」及び「公共施設のあり方に関する最終報告(平成21年10月23日)」対象施設については、その後の取組状況が施設の有効活用につながるものにとらえ、その後の取組状況を主な検討対象としている。

今回の監査の対象とした施設は次の8施設である。

近代美術館	館林美術館
歴史博物館	妙義青少年自然の家
土屋文明記念文学館	ぐんま天文台
自然史博物館	ぐんま昆虫の森

(2) 全庁的な各施設の経営管理のモニタリングについて

「群馬県公共施設のあり方検討委員会」の答申に対する取り組みの進捗管理体制は、次のとおり、まず各部局において各施設の進捗に対するモニタリングが行われている。

各施設 . . . 日常的な管理運営、状況分析・改善、方向性検討・判断

県庁主務課 . . . 日常的な状況把握、改善協議、方向性検討・判断

各部局長 . . . 方向性の判断

知事等 . . . 方向性の判断

方向性の判断は、重要度に応じ、適宜主務課や上位者の判断を仰ぐ。

全庁的な観点からは毎年11月から1月に次年度計画に係る予算査定を通じて総務部財政課が主務課、当該施設からヒアリングを実施している。また、毎年2月に公共施設のあり方検討委員会の所管課として総務部総務課が、公共施設のあり方検討委員会の答申を踏まえた取り組み状況及び次年度計画の確認をするため、主務課からヒアリングを実施し、各施設の進捗管理を行っている。

さらに第三者による検証として群馬県行政改革評価・推進委員会が、中間答申対象施設は、答申を踏まえた取組の2か年の実績(平成21年度、平成22年度)が揃うことから、来年度(平成23年度)、実施中の取り組みも含め施設及び主務課からヒアリングを実施し、検証する予定となっている。

(3) 各所管課の取り組み、評価方法及び継続的改善プロセスについて

所管課：生涯学習課

対象施設：ぐんま天文台、ぐんま昆虫の森、妙義青少年自然の家

「公共施設のあり方委員会」への対応について

上記3施設については、公共施設のあり方検討委員会の報告を受けて、4か年又は5か年の計画を作成している。その中で経費削減を行うとともに主な利用促進策を計画し利用者数の増加を図っている。

ぐんま天文台は4か年の来館者数の数値目標と主な利用促進策及び人件費経費の計画があり、年ごとに細分化されている。ぐんま昆虫の森も4か年の来館者数の数値目標と主な利用促進策、人件費経費の計画がある。妙義青少年自然の家は、5年後の数値目標及びそれに対する利用促進政策はあるも、年ごとの計画まで細分化はされておらず、また人件費経費の計画はない。

業績評価の方法について

各施設ともに毎月利用者実績については、生涯学習課に報告を行っている。生涯学習課では、当該報告を受けて年度の計画に対する進捗を分析評価している。

継続的改善プロセスについて

生涯学習課は、各施設から月次での報告を受けることにより進捗管理を行っており、また当年度の結果を分析し来年度への計画に反映させている。

県立ぐんま天文台は、月ごとの来館者集計は開館以来実施しているので、過去の実績と比較をして、当該月の状況分析と年間の来館者数のある程度の見通しを立てて、必要に応じて広報を強化するなどの対応をしている。

ぐんま昆虫の森では、現在取り組んでいる4か年計画に基づいて生涯学習課が進捗管理を行っている。また、取組結果や入園者数の評価を行うことにより、4か年計画の範囲内で微調整を行い、それを予算編成に反映させている。

妙義青少年自然の家は、利用促進政策に対する実績を毎月作成し生涯学習課に提出しており、達成が困難な部分については、適宜課題解決に向けて生涯学習課と協議し計画推進を行っている。また、生涯学習課は、今年度の各月報告をとりまとめ分析を行い来年度の具体的計画・方針の作成作業に取り組んでいる。

各施設の概況について

A．ぐんま天文台

ぐんま天文台は、群馬県の人口が 200 万人に達したことや日本人女性宇宙飛行士第 1 号として、本県出身の向井千秋さんが宇宙に飛び立ったことなどを記念して、21 世紀を担う子供たちが第一線の研究者との交流や本物の天体に触れることなどを通して、「本物」の実体験を提供することを基本理念に、平成 11 年 7 月に設置された施設である。

この天文台では、国内で 3 番目に大きな口径を持つ 150 cm 望遠鏡など、本格的な観測研究活動のできる設備・観測機器等があり、また望遠鏡で星や宇宙を見るだけでなく、研究者との交流や最前線の研究に接するなど、幅広い本物体験ができる。

年間の入館者は平成 19 年度 31,620 人、平成 20 年度 28,867 人、平成 21 年度 31,249 人と 30,000 人程度で推移している。

B．ぐんま昆虫の森

ぐんま昆虫の森は、身近な昆虫との触れ合いを通じて、生き物相互のかかわり合い、生命の大切さ及び自然環境に関する県民の理解を深めることにより、人と自然が共生する社会づくりに寄与するとともに、持続可能な環境を次世代（子供たち）へ引き継ぐことに貢献することを目的に、平成 17 年 8 月に設置された施設である。

ぐんま昆虫の森には、「里山」を復元した約 45ha（東京ドームの約 10 個分）に及ぶフィールドがある。また、メイン施設である本館昆虫観察館には、亜熱帯の沖縄県西表島を再現した生態温室があり、20 種類のチョウを 1 年通して見ることが出来る。

年間の入館者数は、平成 19 年度 96,176 人、平成 20 年度 88,212 人、平成 21 年度 117,265 人と推移している。入場者は、開場以来年々減少傾向にあったが、平成 20 年 10 月の「中間報告」を受けて対応策を実施した結果、平成 21 年度には過去最高を記録するなど、一定の実績を上げている。

C．妙義青少年自然の家

県内の小学生を対象に心身ともに健全な青少年を育成するため、野外の自然体験・集団宿泊体験を含め、家庭内では経験できない活動を体験させることを目的として、昭和 46 年に全国に 3 番目の青少年施設として建設された。

主に県内の小学生を対象に、学校や家庭では得難い自然体験や集団宿泊体験をする教育の場として評価を得ている。また、地域の特色などを生かした体験学習プログラムの提供に努めている。

利用者数は平成 18 年度 18,209 人、平成 19 年度 19,924 人、平成 20 年度 19,218 人と 19,000 人程度で推移しており、所管地域利用者が全体の 6 割から 8 割を占め

ている。

所管課：生活文化部 文化振興課

対象施設：近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館、土屋文明記念文学館

公共施設のあり方検討委員会への対応について

上記5館では、数値目標を盛り込んだ3か年計画を立てて、経費削減に取り組むとともに、経営改革を進めている。また、その数値目標の進捗状況を毎月、文化振興課に報告しており、その計画の進捗管理を行い計画の達成をより確実なものにしている。なお、達成困難と思われる目標については、次年度に新規事業の予算化を図ることで対応している。

業績評価の方法について

入館者数の計画については、予算要求時に次年度の企画展や常設展の見込み入館者数の算定を行い、歳入計画を立てている。また、毎月、企画展の観覧者数や講座等の教育普及事業の参加者数など、詳細な入館者実績を文化振興課に報告しており、入館者数の計画に対する実績の分析を行っている。

継続的改善プロセスについて

3か年計画を立て、館長のトップマネジメントにより実行しており、その評価をするために毎月進行状況をチェックし、平成22年度はより県民の意見を館運営に反映するため、すべての館にそれぞれ「県民の意見を聞く会」を設置し、報告書として取りまとめ、改善を要する事項があれば次年度に予算化を図ることで、経営改善に取り組んでいる。

また、限られた予算を重点的に配分し、毎年どこかの施設で誘客力のある企画展を開催出来るよう、各美術館・博物館ごとに5か年計画を立てることで、企画展にメリハリをつけている。

各施設の概況について

A．近代美術館

近代美術館は、明治100年記念事業の一環として昭和49年10月に開館して以来、作品の収集・保存、常設展示・企画展示、解説会をはじめとした教育普及事業など、様々な活動を行ってきたが、30年あまり経過し、施設が老朽化したことから大規模改修を行い、平成20年4月にリニューアルオープンした。

入館者数は、平成19年度9,783人、平成20年度 101,771人、平成21年度 91,301

人で推移している。(平成17年12月から平成20年4月までリニューアル工事のため休館。)

B．館林美術館

館林美術館は、より多くの県民に美術作品鑑賞の機会を提供することを目的として、近代美術館のある高崎市から遠隔地にあたる東毛地域に、平成13年10月、2館目の県立美術館として開館し、企画展示や本県の収蔵する国内外の作品によるコレクション展示のほか、様々な教育普及活動を行っている。

入館者数は、平成19年度 33,490人、平成20年度 30,870人、平成21年度 36,221人で推移している。

C．歴史博物館

歴史博物館は、群馬県の歴史の変遷と発展に関する資料を収集・保管・展示し、県民の利用に供することを通じて、県民の教養を高め、かつ群馬県の歴史と文化を調査・研究・学習するあらゆる人のために資する様々な事業を行う事で、本県の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として昭和54年10月に設置された社会教育施設である。

入館者数は、平成19年度 87,788人、平成20年度 98,025人、平成21年度 98,373人で推移している。

D．自然史博物館

自然史博物館は、自然の生い立ちや郷土の豊かな自然環境に関する県民の理解を求め、併せて県民の文化活動を援助し、もって教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的に、平成8年4月に設置された社会教育施設である。

入館者数は、平成19年度 202,479人、平成20年度 177,021人、平成21年度 204,544人で推移している。

E．土屋文明記念文学館

土屋文明記念文学館は、土屋文明の業績を記念し、文学に関する県民の理解を深め、もって教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として平成8年7月に当時の群馬町に設立された社会教育施設である。

土屋文明に限らず、群馬県出身の文学者または群馬県ゆかりのある文学者の文学資料の収集、保管及びそれらの調査研究を行い、その研究成果を開示・公表するとともに文学に関する教育・普及活動を行っている。

入館者数は、平成19年度、18,666人、平成20年度 21,398人、平成21年度 22,624人で推移している。

(4) 8施設の取組等について

(意見34)

「公共施設のあり方検討委員会」への対応について

全体として各施設は報告にある検討事項を真摯にとらえ実行可能なものから3年程度の中期目標を設定し実行に移している。

また、県民の声を取り入れることを目的に「県民の声を聞く会」「経営懇談会」等を組織し各施設のあり方を更に検討している。

更に、主管課として生涯学習課及び文化振興課が各施設の業績管理を行い、総務部総務課がモニタリングを行うなどの部局横断的な体制が整備されている。

これらの諸体制の整備及び運用については、評価すべきであると思われる。

これらの成果については、施策途上にあり安易な評価を行うべきではないが、一定の成果が期待できる状況にあるものと判断される。

継続的改善プロセスについて

A. 計画の作成について

上記のように「公共施設のあり方検討委員会」の報告に対応するため、各施設とも3か年から5か年の目標を立て、経費削減を行うとともに経営改革を行っている。また、その中で目標数値(入場者数、経費削減目標)、それに対する主な取り組みが記載されている。

上記(3)各所管課の取り組み、評価方法及び継続的改善プロセスについて記載した各施設の現状の計画は、公共施設のあり方検討委員会での答申内容を踏まえて、各館で設定した数値目標である。その目標を達成するための具体的行動については、主な取組方針に対する数値目標が掲げられているものもあるが、すべての取り組みに対する数値目標が掲げられている訳ではないため、その数値目標と取り組みとの関連についての文書化が十分でないように思われる。これらは詳細な計画書の形にして表現することにより、更に内容の検討が進むものと思われる。

また、施設として自立した事業経営を目指すことが望まれるが、現在の計画は、収入に関する指標として利用者数を使用しており、金額ベースとなっていない。公共施設とはいえ収支状況を管理することは事業を行っていく上で必要であることから、見込み入場者数だけでなく、利用料収入と県の負担金を収入として、金額ベースでの収支計画を作成すべきである。

さらに、収支計画は、月次でその進捗管理を行うことが望まれるが、各施設から月次で入館者状況の実績報告は行われているも、年度の目標入館者数が月次計画にまで細分化されていないため、進捗管理は行われているも十分に行われていない状

況である。

経費について、固定費については年度予算、企画展については企画展ごとの予算を持っているが、月次での計画が策定されておらず、また月次での実績報告と分析は行われていない。進捗管理を適時に正確に行うためには、企画展ベースだけではなく、常設展も含め年度の収支計画を月次まで細分化し、実績（収支）との比較を行うべきである。

B．評価活動及び改善活動について

現在は、各施設において様々な取り組みを行った結果、入館者数が増加しており各取り組みに対する成果の表れと言える。

現在策定されている企画展ごと及び常設展の入館者見込み数に対する実績の要因を分析し、今後計画に対する乖離が発生した場合に有効な改善活動を実施するため、現在までの成功要因の分析とともに、ともすれば内包されている失敗要因の分析をより客観的な視点から行うことが望まれる。

また、県民の目線による施設運営は常に必要であることから、毎年、入館者数や収支状況、顧客満足度などを客観的な評価を行い、継続的に企画展や運営方法の見直しを行っていく仕組みを取り入れる必要があると考える。

教育委員会との連携について

各施設の所管部署は生活文化部であり教育委員会は別組織ではあるが、教育的効果も高い施設であれば、県教育委員会との更なる連携を図ることにより学校利用促進が可能であると考ええる。

チケットの販売方法について

現在の県の制度の枠組みでは、割引切符や後納の仕組みがないため、入館者数を増加させる方法が固定化する傾向にある。

今後集客力を高めていくためには、柔軟な制度の構築が望まれる。